

第78回社会保障審議会医療保険部会 議事次第

平成26年7月7日（月）
16時00分～18時15分
場 所：厚生労働省2階講堂
（中央合同庁舎5号館低層棟2階）

（議 題）

1. 療養の範囲の適正化・負担の公平の確保について
2. 出産育児一時金について
3. 国保基盤強化協議会の中間整理案について（報告）
4. 「経済財政運営と改革の基本方針2014」、「日本再興戦略」改訂2014、
「規制改革実施計画」について（報告）

（配布資料）

資 料	1	療養の範囲の適正化・負担の公平の確保について
資 料	2	出産育児一時金について
資 料	3	国保基盤強化協議会の中間整理案
資 料 4	－ 1	経済財政運営と改革の基本方針2014
資 料 4	－ 2	「日本再興戦略」改訂2014
資 料 4	－ 3	「日本再興戦略」の改訂について（中短期工程表）
資 料 4	－ 4	規制改革実施計画

参 考 資 料	1	社会保障審議会医療保険部会での主な意見
参 考 資 料	2	法定外一般会計繰入に関する保険者の状況
参 考 資 料	3	給付の効率化について（第77回医療保険部会 資料1）
参 考 資 料	4	「経済財政運営と改革の基本方針2014」「日本再興戦略」改訂2014 「規制改革実施計画」の検討スケジュール

委員提出資料	1	小林委員提出資料
委員提出資料	2	小林委員提出資料
委員提出資料	3	白川委員提出資料

社会保障審議会医療保険部会 委員名簿

平成26年7月7日現在

本 委 員	えんどう ひさお ◎遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
	たかはし むつこ 高橋 睦子	日本労働組合総連合会副事務局長
	ふくだ とみかず 福田 富一	全国知事会社会保障常任委員会委員長／栃木県知事
臨 時 委 員	いわむら まさひこ ○岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	いわもと やすし 岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
	おかざき せいや 岡崎 誠也	全国市長会国民健康保険対策特別委員長／高知市長
	かわじり たかお 川尻 禮郎	全国老人クラブ連合会理事
	きくち れいこ 菊池 令子	日本看護協会副会長
	こばやし たけし 小林 剛	全国健康保険協会 理事長
	さいとう まさやす 齋藤 正寧	全国町村会財政委員会委員／秋田県井川町長
	しばた まさと 柴田 雅人	国民健康保険中央会理事長
	しらかわ しゅうじ 白川 修二	健康保険組合連合会副会長
	すずき くにひこ 鈴木 邦彦	日本医師会常任理事
	たけひさ ようぞう 武久 洋三	日本慢性期医療協会会長
	ひぐち けいこ 樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
	ふじい りゅうた 藤井 隆太	日本商工会議所社会保障専門委員会委員
	ほり けんろう 堀 憲郎	日本歯科医師会常務理事
	ほり まなみ 堀 真奈美	東海大学教養学部人間環境学科教授
	もちづき あつし 望月 篤	日本経済団体連合会社会保障委員会医療改革部会長
	もり まさひら 森 昌平	日本薬剤師会常務理事
	よこお としひこ 横尾 俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会会長／多久市長
	わだ よしたか 和田 仁孝	早稲田大学法学学術院教授

◎印は部会長、○印は部会長代理である。

第78回社会保障審議会医療保険部会

平成26年7月7日(月) 16:00～18:00

厚生労働省 講堂(低層棟2階)

										○					
										速記					
（岡崎参考人）		岩本		木倉		遠藤		岩村		神田		横尾		森	
委員		委員		局長		部長		会長代理		審議官		委員		委員	
○		○		○		○		○		○		○		○	
川尻		菊池		小林		柴田		白川		鈴木		高橋		○望月	
委員		委員		委員		委員		委員		委員		委員		委員	
○		○		○		○		○		○		○		○堀真奈美	
														委員	
														○堀憲郎	
														委員	
														○藤井	
														委員	
														○福田	
														委員	
														○樋口	
														委員	
														○武久	
														委員	
○佐久間		○安藤		○中村		○横幕		○大島		○鳥井		○宇都宮		○竹林	
室長		室長		課長		課長		課長		課長		課長		室長	

療養の範囲の適正化 負担の公平の確保について

平成26年7月7日
厚生労働省保険局

・紹介状なしで大病院を受診する場合の患者負担の 在り方について	2
・入院時食事療養費・生活療養費について	16
・国民健康保険の保険料(税)の賦課(課税)限度額及び 被用者保険における標準報酬月額上限について	24
・国民健康保険組合に対する国庫補助について	41

紹介状なしで大病院を受診する場合 の患者負担の在り方について

社会保障制度改革国民会議報告書（抄）

〔平成 25 年 8 月 6 日〕

3. 医療保険制度改革

（2）医療給付の重点化・効率化（療養の範囲の適正化等）

まず、フリーアクセスの基本は守りつつ、限りある医療資源を効率的に活用するという医療提供体制改革に即した観点からは、医療機関間の適切な役割分担を図るため、「緩やかなゲートキーパー機能」の導入は必要となる。こうした改革は病院側、開業医側双方からも求められていることであり、大病院の外来は紹介患者を中心とし、一般的な外来受診は「かかりつけ医」に相談することを基本とするシステムの普及、定着は必須であろう。そのため、紹介状のない患者の一定病床数以上の病院の外来受診について、初再診料が選定療養費の対象となっているが、一定の定額自己負担を求めるような仕組みを検討すべきである。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(抄)

(医療制度)

平成 25 年 1 2 月 5 日 成立
平成 25 年 法律 第 1 1 2 号

第四条

1～6 (略)

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一～二 (略)

三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し

ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し
及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し

8 政府は、前項の措置を平成二十六年から平成二十九年までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

外来機能の分化に関する医療保険制度上の措置

○ 現在、一定規模以上の病院において、紹介状なしに受診した患者等に係る初診料等を適正な評価とするとともに、保険外併用療養費（選定療養）の枠組みを活用し、病院及び診療所における外来機能の分化を図っている。

初診料・外来診療料	選定療養
初診料 209点 外来診療料 54点 【対象医療機関】 平成26年度診療報酬改定において、対象を拡大 ① 特定機能病院と許可病床が500床以上の地域医療支援病院のうち、紹介率50%未満かつ逆紹介率50%未満の施設（平成24年：紹介率40%未満かつ逆紹介率30%未満） ② 許可病床数が500床以上の全ての病院のうち、紹介率40%未満かつ逆紹介率30%未満の施設（平成24年：対象外）	初再診において特別の料金を徴収 【対象医療機関】 病床数が200床以上の病院であって、地方厚生局に届け出たもの 【主な要件】 - 他の医療機関からの紹介なしに病院を受診した患者に限る(初診) - 病院が他の医療機関(200床未満)に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った患者に限る(再診) - 緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く - 初再診に係る費用の徴収について、患者にとってわかりやすく明示 【設定状況(H24.7.1現在)】 《初診》 1,204施設 最高8,400円 最低200円 平均2,085円 《再診》 111施設 最高8,000円 最低300円 平均 981円
初診料 282点 外来診療料 73点 上記以外	

■「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（平成18年3月13日保医発第0313003号）（抄）

2 病院の初診に関する事項

- (1) 病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の保険医療機関等からの紹介なしに医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものの数が200床以上の病院を受診した患者については、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとしたところであるが、当該療養の取扱いについては、以下のとおりとすること。なお、病床数の計算の仕方は、外来診療料に係る病床数の計算方法の例によるものであること。
 - ① 患者の疾病について医学的に初診といわれる診療行為が行われた場合に徴収できるものであり、自ら健康診断を行った患者に診療を開始した場合等には、徴収できない。
 - ② 同時に2以上の傷病について初診を行った場合においても、1回しか徴収できない。
 - ③ 1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合においても、第1回の初診時にしか徴収できない。
 - ④ 医科・歯科併設の病院においては、お互いに関連のある傷病の場合を除き、医科又は歯科においてそれぞれ別に徴収できる。
 - ⑤ ①から④までによるほか、初診料の算定の取扱いに準ずるものとする。
- (2) 初診に係る特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、患者の自由な選択と同意があった場合に限られるものであり、当該情報提供に資する観点から、「他の保険医療機関等からの紹介によらず、当該病院に直接来院した患者については初診に係る費用として〇〇〇〇円を徴収する。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りでない。」旨を病院の見やすい場所に患者にとってわかりやすく明示するものとする。
- (3) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当適切な範囲の額とすること。
- (4) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式2により地方厚生（支）局長にその都度報告するものとする。
- (5) 国の公費負担医療制度の受給対象者については、「やむを得ない事情がある場合」に該当するものとして、初診に係る特別の料金の徴収を行うことは認められないものであること。
- (6) いわゆる地方単独の公費負担医療（以下「地方単独事業」という。）の受給対象者については、当該地方単独事業の趣旨が、特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものである場合には、（5）と同様の取扱いとすること。
- (7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定するいわゆる無料低額診療事業の実施医療機関において当該制度の対象者について初診に係る特別の料金の徴収を行うこと、及びエイズ拠点病院においてHIV感染者について初診に係る特別の料金の徴収を行うことは、「やむを得ない事情がある場合」に該当するものとして認められないものであること。

8 200床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものに限る。）以上の病院の再診に関する事項

- (1) 病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の病院（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものの数が200床未満のものに限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院を受診した患者については、自己の選択に係るものとして、外来診療料又は再診料に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとしたものであるが、同時に2以上の傷病について再診を行った場合においては、当該2以上の傷病のすべてにつき、以下（2）～（4）の要件を満たさない限り、特別の料金の徴収は認められないものである。なお、病床数の計算の仕方は、外来診療料に係る病床数の計算方法の例によるものであること。
- (2) 外来診療料又は地域歯科診療支援病院歯科再診料を算定する療養に相当する療養が行われた場合に特別の料金を徴収することができるものである。
- (3) 再診に係る特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提とされるものであり、当該情報提供に資する観点から、必要な情報を病院の見やすい場所に患者にとってわかりやすく明示するものとする。
- (4) 他の病院又は診療所に対する文書による紹介を行う旨の申出については、当該医療機関と事前に調整した上で行うものとし、以下の事項を記載した文書を交付することにより行うものであること。また、当該文書による申出を行った日については、特別の料金の徴収は認められないものであること。
 - ア 他の病院又は診療所に対し文書により紹介を行う用意があること。
 - イ 紹介先の医療機関名
 - ウ 次回以降特別の料金として〇〇円を徴収することとなること。
- (5) その他、病院の初診に関する事項の（3）から（7）の取扱いに準ずるものとする。

特別な機能を有する病院等（１）

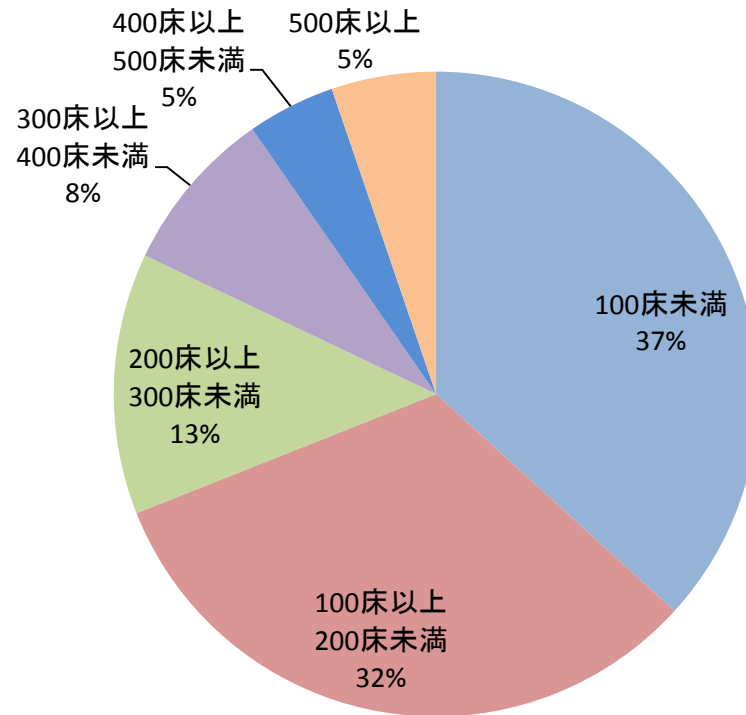
	特定機能病院	地域支援医療病院
概要	高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもの。	地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認するもの。
病院数	86 （平成26年4月1日時点）	439 （平成24年10月末時点）
主な要件	○ 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること。 ○ <u>紹介率50%以上、逆紹介率40%以上</u>であること。 ○ 病床数は<u>400床以上</u>であること。 ○ 医師は通常の病院の2倍程度を配置するなど、一定の人員配置基準を満たすこと。 ○ 集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室を有していること。 ○ 定められた16の診療科を標榜していること。 ○ 査読のある雑誌に掲載された英語論文数が年70件以上あること。	○ 以下のいずれかを満たすこと。 ① <u>紹介率が80%以上</u> ② <u>紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上</u> ③ <u>紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上</u> ○ <u>原則として200床以上</u>の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること。 ○ 救急医療を提供する能力を有すること。 ○ 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること。 ○ 地域医療従事者に対する研修を年間12回以上主催していること。

特別な機能を有する病院等（２）

	DPC病院	救急指定病院等
概要	診断群分類に基づく1日あたり包括払い制度（DPC/PDPS）に参加するもの。平成24年診療報酬改定により、病院群別（Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群）の基礎係数を導入し、評価。	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、都道府県知事が認定するもの。 また、都道府県が作成する医療計画において、初期、第二次、第三次救急医療の体制を整備。
病院数	Ⅰ群（大学病院本院）：80 Ⅱ群（大学病院本院に準じた機能を有する病院）：99 Ⅲ群（Ⅰ・Ⅱ群以外の病院）：1,406 （平成26年4月1日時点）	＜救急指定病院等＞ 4,147力所（病院：3,830力所、診療所：317力所） ＜医療計画における救急医療体制＞ ○三次救急：救命救急センター 259力所 ○二次救急：病院群輪番制病院 392地区、2,893力所 共同利用型病院 11力所 ○初期救急：在宅当番医制 622地区 休日夜間急患センター 553力所 （平成25年3月31日時点）
主な要件	○ 急性期入院医療を提供する病院として、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていること。 ○ 診療録管理体制加算に係る届出を行っていること。 ○ 厚生労働大臣が実施する調査に適切に参加すること。 ○ 退院した患者数を、当該病院の一般病棟の病床数で除した1月あたりの値が0.875以上であること。 ○ 適切な診断群分類区分を決定するために必要な体制が整備されていること。	＜救急指定病院等の要件＞ ○ 救急医療について、相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。 ○ エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備・その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。 ○ 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。 ○ 救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために、優先的に使用される病床を有すること。 ＜医療計画における救急医療体制＞ ○三次救急・・・緊急性・専門性の高いもの、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤なもの ○二次救急・・・入院治療を必要とする重症なもの ○初期救急・・・比較的軽症なもの

病床規模別病院数の割合

○ 全病院8,565病院のうち、500床以上の病院は5%程度、200床以上の病院は31%程度を占める。



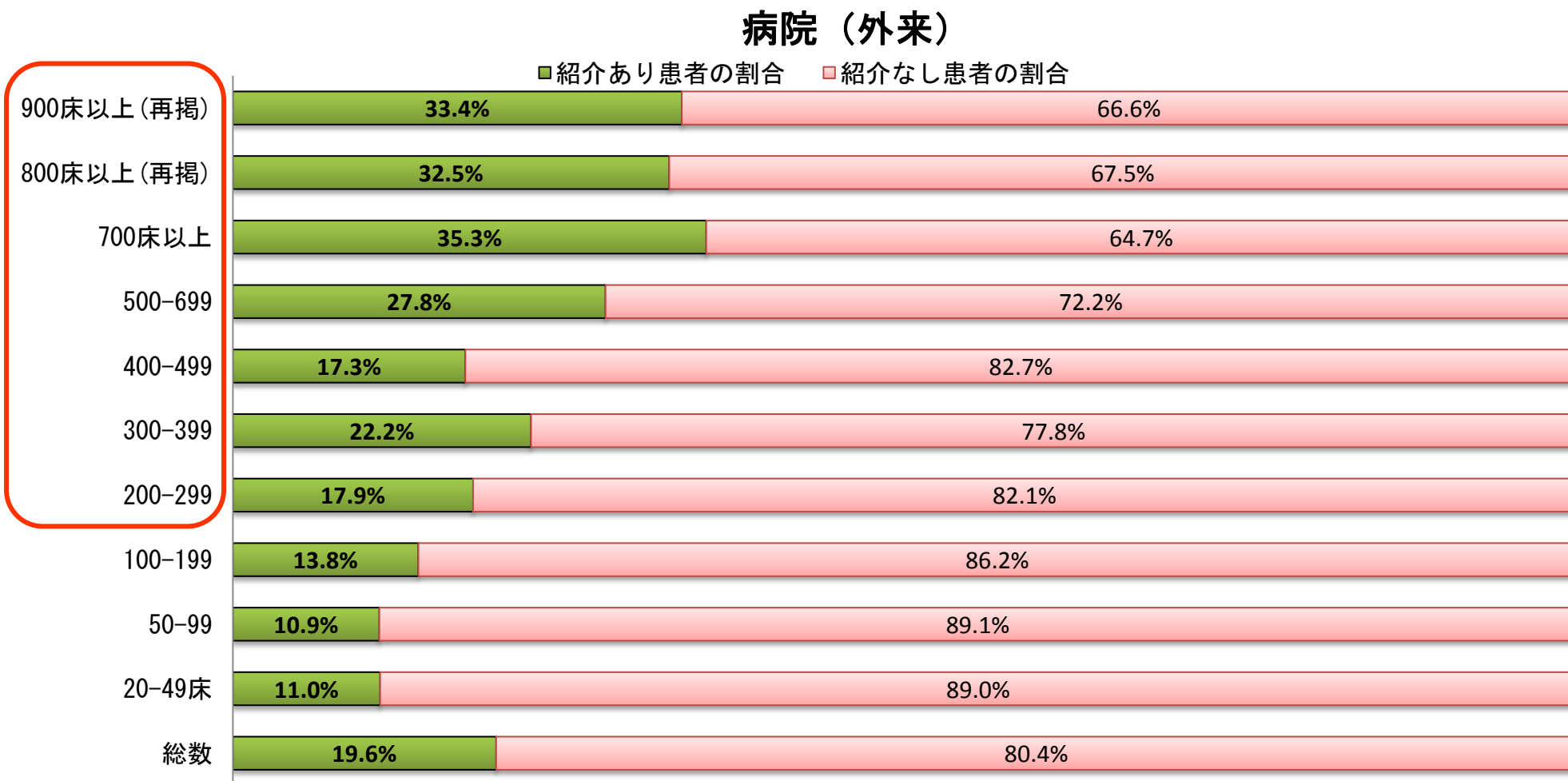
(内訳の詳細)

病院数	20～29床	30～39床	40～49床	50～99床	100～149床	150～199床	200～299床
8,565	123	319	529	2,176	1,431	1,330	1,121

300～399床	400～499床	500～599床	600～699床	700～799床	800～899床	900床以上
709	378	191	116	52	31	59

病床規模別の紹介率の状況

- 病床規模が大きくなるほど紹介率は高くなる傾向にあるが、病床数が200床以上の病院についてみても、外来患者総数に占める紹介なしの患者の割合が6割～8割と高い水準にある。



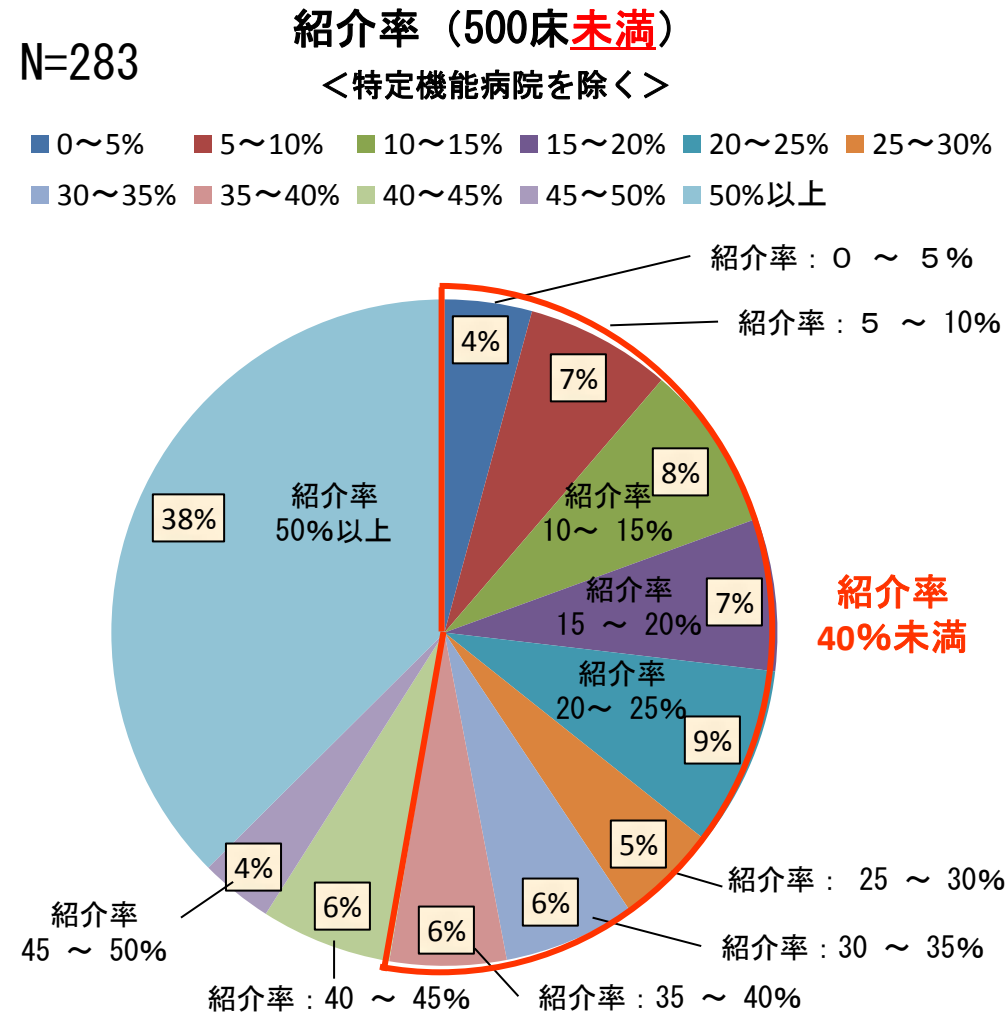
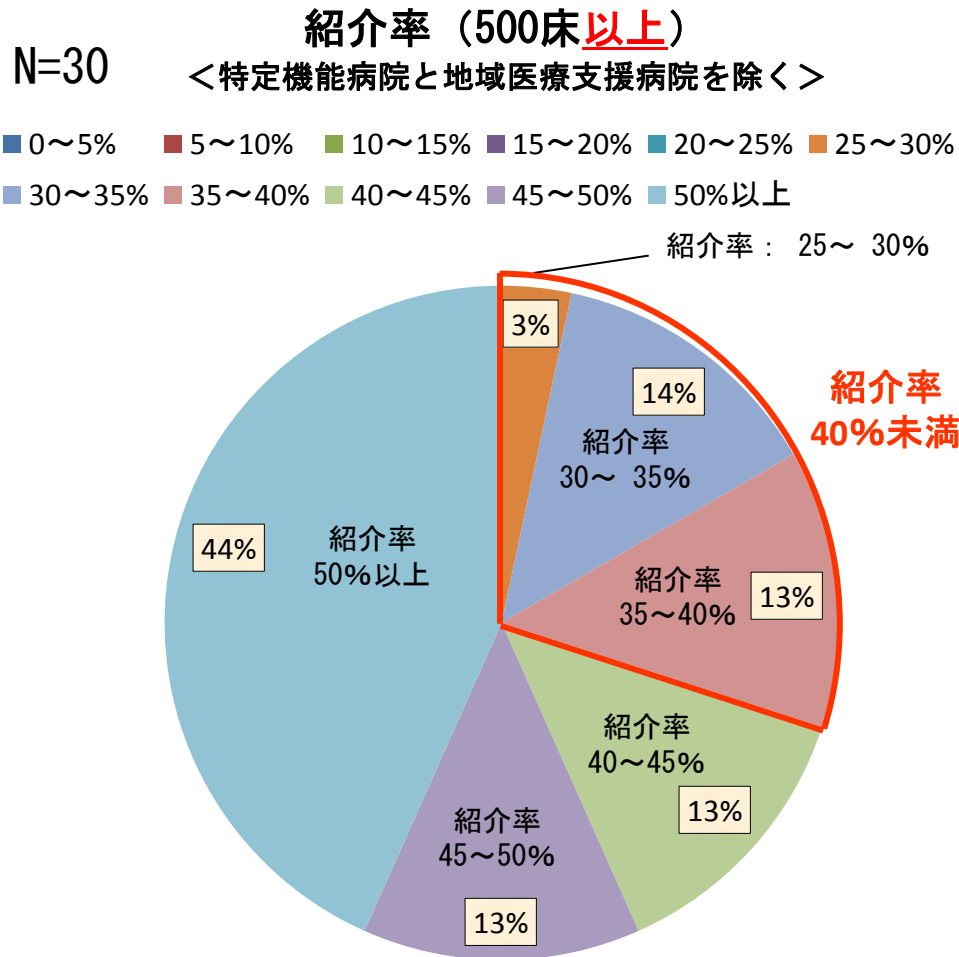
紹介あり患者の割合：外来患者総数のうち、（病院や一般診療所等からの）紹介ありと答えた患者の割合

（出所）平成23年患者調査、平成25年11月27日中央社会保険医療協議会提出資料2を基に作成

注：宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。

医療機関の紹介率の状況

- 病床数500床以上の医療機関については、紹介率が40%未満である医療機関の割合が30%、紹介率の平均は53.0%となっている。
- 病床数500床未満の医療機関については、紹介率が40%未満である医療機関の割合が52%、紹介率の平均は48.9%となっている。



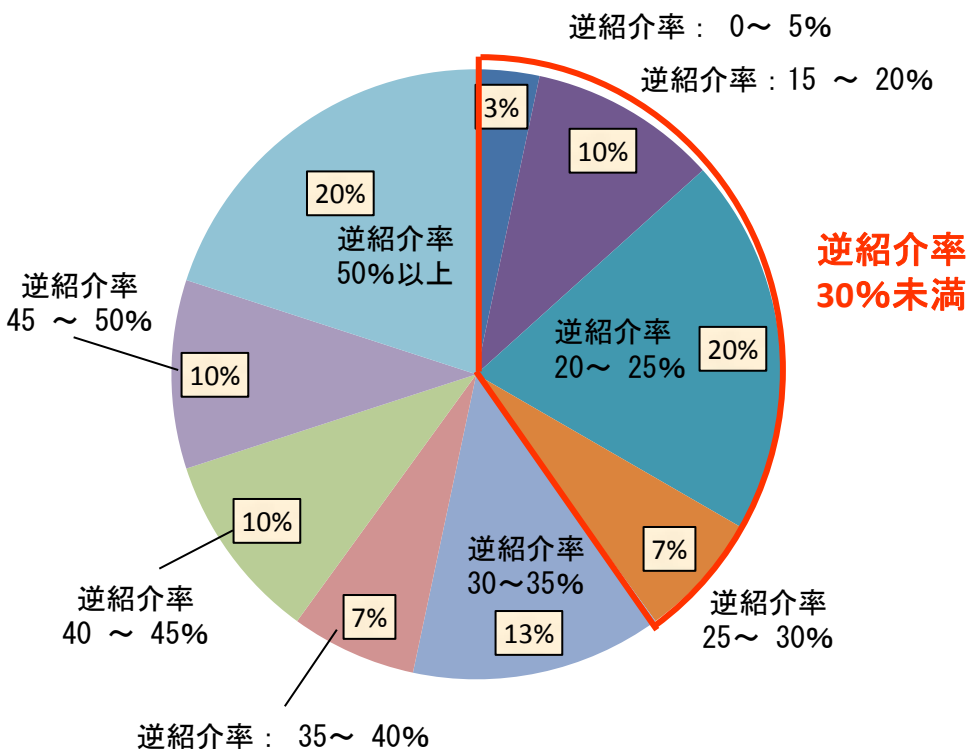
医療機関の逆紹介率の状況

- 病床数500床以上の医療機関については、逆紹介率が30%未満である医療機関の割合が40%、逆紹介率の平均は37.8%となっている。
- 病床数500床未満の医療機関については、逆紹介率が30%未満である医療機関の割合が56%、逆紹介率の平均は37.0%となっている。

N=30

逆紹介率（500床以上）
 <特定機能病院と地域医療支援病院を除く>

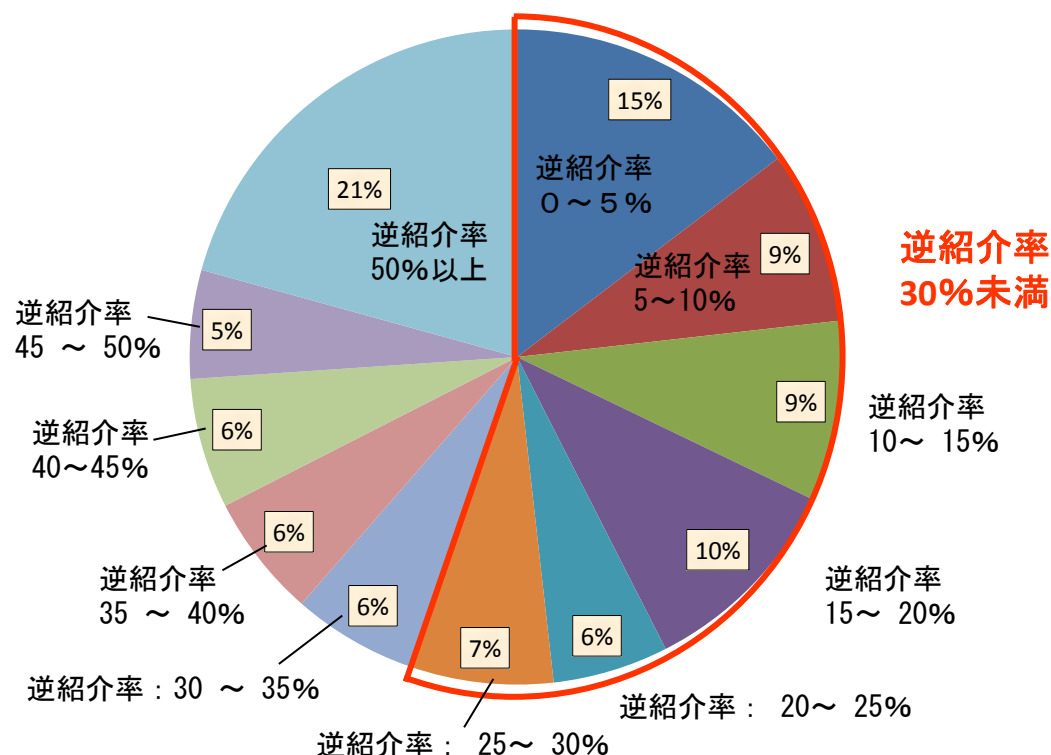
0～5% 5～10% 10～15% 15～20% 20～25% 25～30%
 30～35% 35～40% 40～45% 45～50% 50%以上



N=280

逆紹介率（500床未満）
 <特定機能病院を除く>

0～5% 5～10% 10～15% 15～20% 20～25% 25～30%
 30～35% 35～40% 40～45% 45～50% 50%以上



紹介状なしで大病院を受診する場合の患者負担の在り方の主な論点

＜対象とする保険医療機関＞

- 定額負担を求める保険医療機関（大病院）の範囲をどうするか。

＜対象とする患者・ケース＞

- 現行の選定療養の取扱いや、大病院の外来診療の在り方をどう考えるかという視点等を踏まえ、
 - ・ 初診について、定額負担を求める（求めない）患者・ケースはどのようなものか。
（例：救急搬送患者 等）
 - ・ 再診について、定額負担を求める（求めない）患者・ケースはどのようなものか。
（例：病状が安定した後の再診 等）

＜定額負担の額＞

- 定額負担の額をどうするか（次ページ参照）。

＜療養の給付に要する費用の額と定額負担との関係＞

- 療養の給付に要する費用の額と定額負担との関係をどうするか（次ページ参照）。

＜その他＞

- 新たな定額負担は、高額療養費の対象とするか。

紹介状なしで大病院を受診する場合の患者負担の仕組みについて

通常の療養

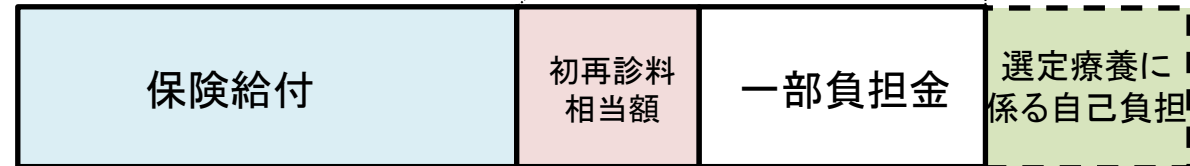
療養の給付に要する費用



※一部負担金相当分を除く

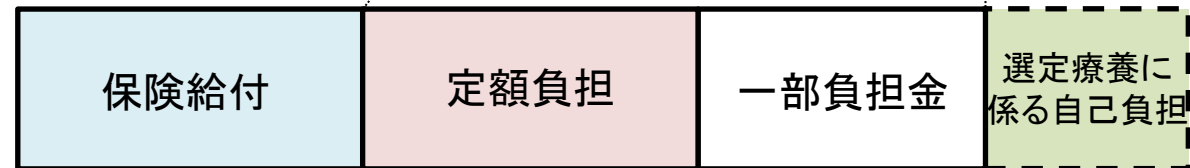
パターン1

初再診料相当分を定額負担として求める(この場合、初再診料相当分は給付しない)



パターン2

保険給付の範囲内で、一部負担金相当額に加え、新たな定額負担を求める



パターン3

定額負担を、療養の給付に要する費用の額に上乗せして求める



入院時食事療養費・生活療養費について

社会保障制度改革国民会議報告書（抄）

〔 平成 2 5 年 8 月 6 日 〕

第2部 社会保障4分野の改革

Ⅱ 医療・介護分野の改革

3 医療保険制度改革

（1）医療給付の重点化・効率化（療養の範囲の適正化等）

今後、患者のニーズに応える形で入院医療から在宅医療へのシフトが見込まれる中、入院療養における給食給付等の自己負担の在り方について、入院医療と在宅医療との公平を図る観点から見直すことも検討すべきである。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(抄)

平成 25 年 12 月 5 日 成立
平成 25 年 法律 第 112 号

(医療制度)

第四条

1～6 (略)

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一～二 (略)

三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し

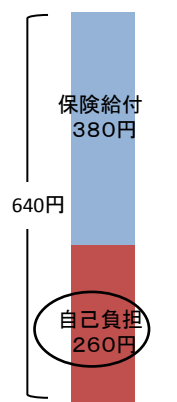
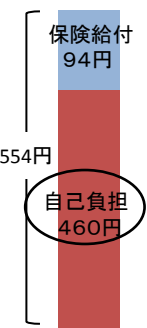
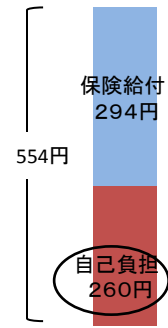
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し

8 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の概要

- 入院時食事療養費は、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、その一部を支給するもの。
- 入院時生活療養費は、65歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するもの。
- 支給額は、食費及び居住費について定めた「基準額」から、被保険者が負担するものとして定めた「標準負担額」を控除した金額。
「入院時食事(生活)療養費」＝「基準額」－「標準負担額」
- 支給方法は、各保険者が被保険者に代わり保険医療機関に直接支払う現物給付方式。

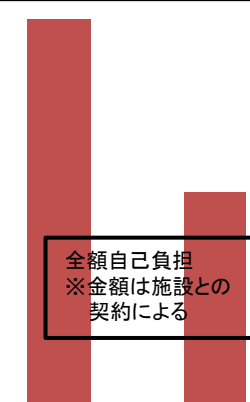
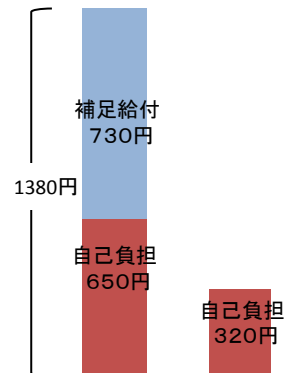
<現状の仕組み>

入院時食事療養費 (一般病床、精神病床に入院する者、療養病床に入院する65歳未満の者)	入院時生活療養費 (療養病床に入院する65歳以上の者)	
	医療区分Ⅰ(医療区分Ⅱ、Ⅲ以外の者)	医療区分Ⅱ、Ⅲ(スモン、筋ジス等)
 保険給付 380円 640円 自己負担 260円 別途負担なし (入院基本料の中で評価:3割負担) (食費:1食)	 保険給付 94円 554円 自己負担 460円 398円 保険給付 78円 自己負担 320円 (食費:1食)	 保険給付 294円 554円 自己負担 260円 398円 保険給付 398円 (食費:1食)
(居住費:1日)	(居住費:1日)	(居住費:1日)

※ 上記における食費の総額(基準額)は、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った場合のもの。それ以外の場合、例えば、入院時食事療養費で届出を行っていない場合、1食あたり506円が総額となる。また、別途、特別食を提供した場合の加算(1食あたり76円)等がある。

※ 上記における自己負担額は、一般所得の場合のもの。低所得者については、所得に応じて負担軽減がされており、例えば、入院時食事療養費の場合、市町村民非課税者は1食あたり210円の自己負担(90日超の入院の場合、160円)、入院時生活療養費の対象者で、市町村民非課税者は1食あたり210円の自己負担となる。

(参考)介護保険施設(多床室)における食費・居住費の自己負担

一般所得者 (介護保険の給付なし)	低所得者 (介護保険の補足給付あり)
 全額自己負担 ※金額は施設との契約による (食費:1食) (居住費:1日)	 補足給付 730円 1380円 自己負担 650円 自己負担 320円 (食費:1食) (居住費:1日)

※ 介護保険においては、食費及び居住費は保険給付の対象外であり、利用者の負担額は施設との契約に基づく金額となるが、低所得者については、補足給付として、一定の総額(基準額)と自己負担額を定めた上で、その差額を保険給付している。

※ 上記補足給付の自己負担額は、市町村民非課税者の場合のもの。生活保護受給者の場合、自己負担額は食費が1日あたり320円、居住費が0円となる。

入院時食事療養費及び生活療養費生活療養費における標準負担額

		療養病床		一般病床・精神病床等
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ	
65歳未満	一般所得	入院時食事療養費 (一食260円)	入院時食事療養費 (一食260円)	入院時食事療養費 (一食260円)
	低所得	入院時食事療養費 (一食210円) ※90日超で、一食160円	入院時食事療養費 (一食210円) ※90日超で、一食160円	入院時食事療養費 (一食210円) ※90日超で、一食160円
65歳以上	一般所得	入院時生活療養費(Ⅰ) (一食460円、居住費320円) 入院時生活療養費(Ⅱ) (一食420円、居住費320円)	入院時生活療養費 (一食260円、居住費0円)	入院時食事療養費 (一食260円)
	低所得Ⅱ	入院時生活療養費 (一食210円、居住費320円)	入院時生活療養費 (一食210円、居住費0円) ※90日超で、一食160円	入院時食事療養費 (一食210円) ※90日超で、一食160円
	低所得Ⅰ (70歳以上のみ)	入院時生活療養費 (一食130円、居住費320円) ※老齢福祉年金を受給している 場合は、一食100円、居住費0円	入院時生活療養費 (一食100円、居住費0円)	入院時食事療養費 (一食100円)

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の創設経緯について

～昭和46年	○ 療養の給付(診療報酬) ・ 入院時基本診療料の一部(給食加算)として評価
昭和47年 ～ 平成5年	○ 療養の給付(診療報酬) ・ 入院時基本診療料とは別に、給食料を新設し、評価
平成6年 ～ 平成17年	○ 入院時食事療養費制度の導入 ・ 入院時の食事は保険給付の対象としつつ、在宅と入院の費用負担の公平化の観点から、在宅と入院双方にかかる費用として食材料費相当額を自己負担化 ・ 患者側のコスト負担意識を高めることによる、食事の質向上の効果も期待
平成18年～	○ 入院時生活療養費制度の導入 ・ 療養病床が、介護病床と同様に「住まい」としての機能を有していることに着目し、介護施設において通常本人や家族が負担している食費(食材料費＋調理費相当額)及び居住費(光熱水費相当額)を自己負担化

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の推移について

	総計	協会けんぽ	健保組合	共済組合	国保 (国保組合含)	後期高齢者
平成21年	約4,770億円	約360億円	約210億円	約70億円	約1,600億円	約2,530億円
平成22年	約4,830億円	約350億円	約210億円	約70億円	約1,570億円	約2,630億円
平成23年	約4,770億円	約340億円	約200億円	約70億円	約1,490億円	約2,670億円
平成24年	約4,800億円	約330億円	約200億円	約70億円	約1,540億円	約2,660億円

※出典 医療経済実態調査(厚生労働省)

見直しの論点について

- 国民会議の報告書やプログラム法の規定を踏まえ、在宅療養との公平を確保する観点から、入院時食事療養費（入院時生活療養費）をどのように見直すか。
- 具体的には、現行の入院時食事療養費においては、食材費相当分を自己負担として求めているが、調理費相当分等についても、今後自己負担を求めていくべきかどうか。
- 自己負担を引き上げる場合、どのような者に配慮すべきか。

国民健康保険の保険料(税)の賦課(課税)限度額及び 被用者保険における標準報酬月額上限について

■ 社会保障制度改革国民会議報告書 （平成25年8月6日） （抜粋）

第1部 社会保障制度改革の全体像

3 社会保障制度改革の方向性

（2）すべての世代を対象とし、すべての世代が相互に支え合う仕組み

上述のように、「21世紀型（2025年）日本モデル」の社会保障では、主として高齢者世代を給付の対象とする社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換を目指すべきである。

その際、全世代型の社会保障への転換は、世代間の財源の取り合いをするのではなく、それぞれ必要な財源を確保することによって達成を図っていく必要がある。

また、**世代間の公平だけではなく、世代内の公平も重要**であり、特に他の年代と比較して格差の大きい高齢者については、一律横並びに対応するのではなく、負担能力に応じて社会保障財源に貢献してもらうことが必要である。

このような観点から、**これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、**社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め**負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべき**である。

第2部 社会保障4分野の改革

Ⅱ 医療・介護分野の改革

3 医療保険制度改革

(1) 財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

次に、「保険料に係る国民の負担に関する公平の確保」についても、これまで保険料負担が困難となる国民健康保険の低所得者に対して負担軽減が図られてきたことが、国民皆保険制度の維持につながってきたことを踏まえるべきである。したがって、まず、国民健康保険の低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべきであり、具体的には、対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げることが考えられる。

このような低所得者対策は、低所得者が多く加入する国民健康保険に対する財政支援の拡充措置と併せ、今般の社会保障・税一体改革に伴う消費税率引上げにより負担が増える低所得者への配慮としても適切なものである。もともと、税制面では、社会保障・税一体改革の一環として所得税、相続税の見直しによる格差是正も図られている。医療保険制度における保険料の負担についても、負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて保険料負担の格差是正に取り組むべきである。

国民健康保険の保険者の都道府県への移行は財政運営の安定化のみならず保険料負担の平準化に資する取組であるが、このほか、国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべきである。同様の問題が被用者保険においても生じており、被用者保険においても標準報酬月額上限の引上げを検討するべきである。

■「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号) (抜粋)

第二章 講ずべき社会保障制度改革の措置等 (医療制度)

第4条

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項

イ 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減

ロ・ハ (略)

ニ 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等(医療保険各法(国民健康保険法を除く。)に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。)の上限額の引上げ

三 医療保険の保険給付となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し

ロ (略)

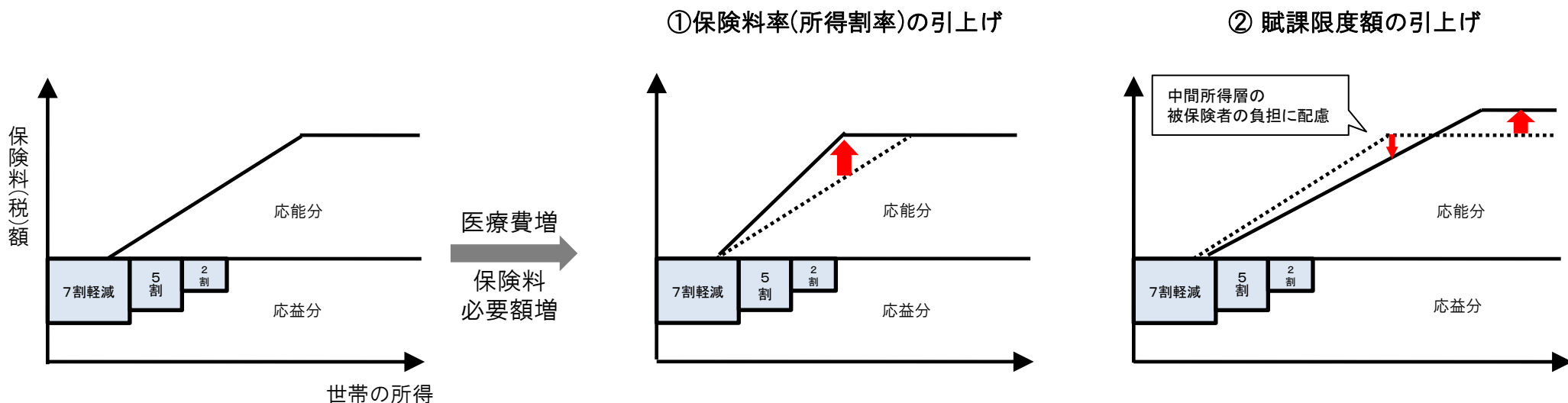
8 政府は、前項の措置を平成二十六年から平成二十九年までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

医療保険制度における保険料上限額（賦課限度額）について

- 社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。
- 高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況においては、例えば、
 - ・ 保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担と比較し、中間所得層の負担がより重くなる。【イメージ図：①】
 - ・ 保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得層により多く負担いただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図：②】

【国民健康保険制度の場合(イメージ図)】

- * 医療費が増加し確保すべき保険料収入額が増加した場合において、必要な保険料収入を確保するため、例えば、①保険料率(所得割率)の引上げ ② 賦課限度額の見直し を行うことが考えられる。



- 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」(平成25年10月15日閣議決定)において、「国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等の上限額の引上げ」が盛り込まれていることを踏まえ、保険料負担の公平の確保の観点から、国保料(税)の限度額及び被用者保険の標準報酬月額の上限額について、見直しを検討することとしてはどうか。
- 被用者保険の標準報酬月額等の見直しは法改正が必要な事項であることから、被用者保険の標準報酬月額の上限額を含めた医療保険制度における保険料負担の上限の在り方については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」に盛り込まれた他の医療保険制度関係の事項とあわせて、平成27年の通常国会への法案提出を目指して、来年度から本格的に議論を行うこととしてはどうか。
- ただし、国民健康保険の保険料(税)賦課(課税)限度額については、
 - ① 基礎賦課(課税)分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分のそれぞれで、平成25年度と比べて平成26年度の限度額超過世帯の割合が増加する見込みであること
 - ② 平成26年度における国保料(税)の限度額超過世帯の割合(推計)をみると、基礎賦課分は3%未満である一方、後期高齢者支援金等分は3.5%超、介護納付金分は4%超となっており、ばらつきが見られることから、これまでの国保料(税)賦課(課税)限度額の見直しの考え方に照らし、これまでの最大引上げ幅と同額の「4万円」を上限として、平成26年度において見直すこととしてはどうか。

(参考) 国保保険料(税)の賦課(課税)限度額を超える世帯の割合

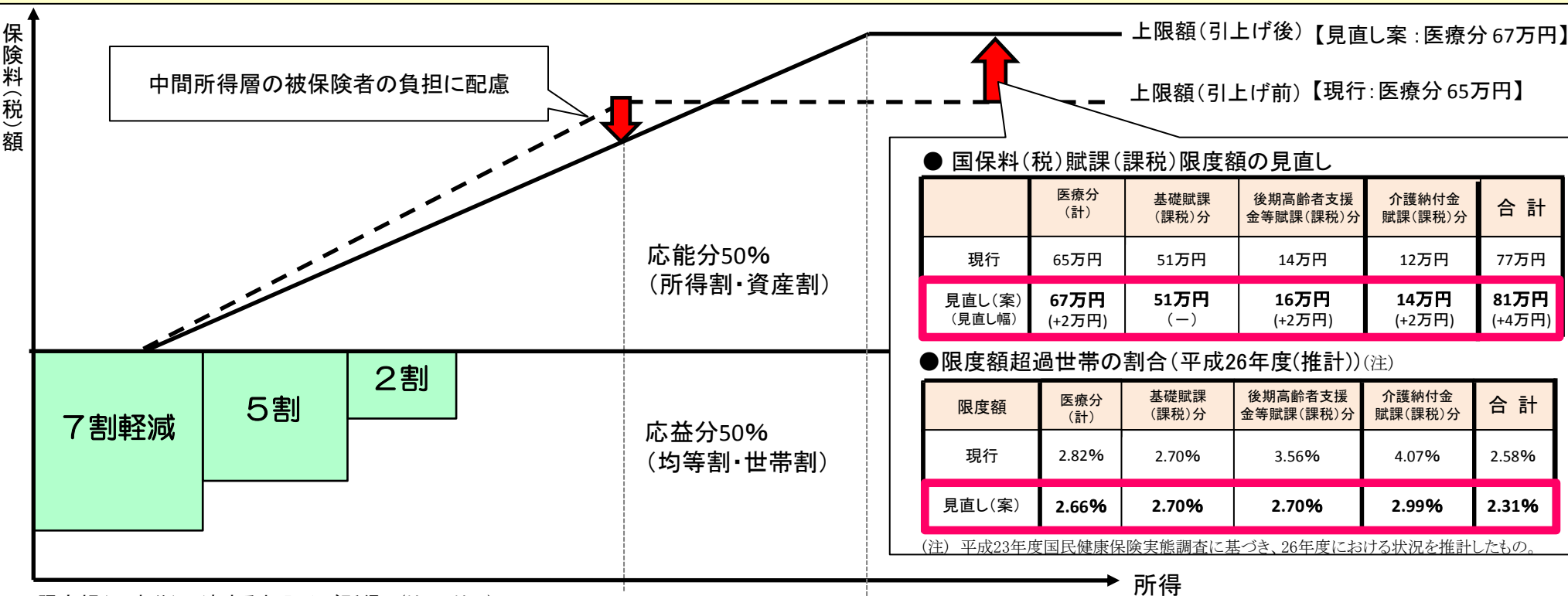
	平成25年度		平成26年度
基礎賦課(課税)分	2.60%	⇒	2.70%
後期高齢者支援金等分	3.41%	⇒	3.56%
介護納付金分	3.59%	⇒	4.07%

(※) 平成27年度以降の国保保険料(税)賦課(課税)限度額の見直しについては、被用者保険の標準報酬月額の上限額引上げの考え方を踏まえて、国保保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直しのルール(見直しのタイミング・引上げ幅等)の検討を行うこととする。

平成26年度の国保保険料(税)賦課(課税)限度額の見直し(案)

平成25年11月8日
第70回社会保障審議会医療保険部会 抜粋

- 国保料(税)の賦課(課税)限度額については、平成26年度の国保料(税)の限度額超過世帯の割合(推計)を見ると、
 - ・ 平成25年度と比べて限度額超過世帯の割合が増加する見込みであること
 - ・ 基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の限度額超過世帯の割合にばらつきが見られることから、これまでの最大引上げ幅と同額の「4万円」を上限として、平成26年度において見直すこととしてはどうか。
 - 例えば、後期高齢者支援金等分・介護納付金分をそれぞれ2万円ずつ引き上げることとしてはどうか。
- (※) 後期高齢者支援金等分・介護納付金分を2万円ずつ引き上げると、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分のすべてにおいて、限度額超過世帯の割合がいずれも3%未満となる。



※ 限度額(医療分)に達する収入及び所得 (注1、注2)
(基礎賦課(課税)分+後期高齢者支援金等分)

【現行】

【見直し後】

給与収入 980万円／年金収入960万円
(給与所得 760万円／年金所得 760万円)

給与収入 1000万円／年金収入990万円
(給与所得 780万円／年金所得 780万円)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

(注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する平成23年度全国平均値で試算。平成23年度 所得割率 8.00%、資産割額 15,667円、均等割額 27,355円、世帯割額 26,337円。

健康保険制度における標準報酬月額の上限について

- 現行の健康保険制度において、標準報酬月額の等級は全47等級あり、下限は5.8万円、上限は121万円となっている。
(健康保険法(大正11年法律第70号)第40条第1項)
- 現行法上、標準報酬月額の最高等級該当者の全体に占める割合が1.5%を超え、その状態が継続すると認められる場合に、改定後の最高等級該当者の全体に占める割合が1%を下回らない範囲において、政令で等級を追加できる。
(健康保険法第40条第2項)

(参考1) 標準報酬月額の等級 (健康保険法第40条第1項)

標準報酬 月額等級	標準報酬月額	報酬月額	標準報酬 月額等級	標準報酬 月額	報酬月額
第1級	58,000円	63,000円未満	第25級	360,000円	350,000円以上 370,000円未満
第2級	68,000円	63,000円以上 73,000円未満	第26級	380,000円	370,000円以上 395,000円未満
...	...	...	...	...	...
第23級	320,000円	310,000円以上 330,000円未満	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上
第24級	340,000円	330,000円以上 350,000円未満			

- (※) 標準報酬月額とは、健康保険の保険料と保険給付額を算出する基礎として、事務処理の正確化と簡略化を図るために、実際の報酬月額を当てはめる切りの良い額のこと。
具体的には、健康保険は58,000円～1,210,000円の47等級に分かれており、該当する標準報酬月額に保険料率を掛け合わせることで支払うべき保険料額を算定するとともに、標準報酬月額の記録をもとに傷病手当金額、出産手当金額を算定する。

(参考2) 健康保険法第40条第2項

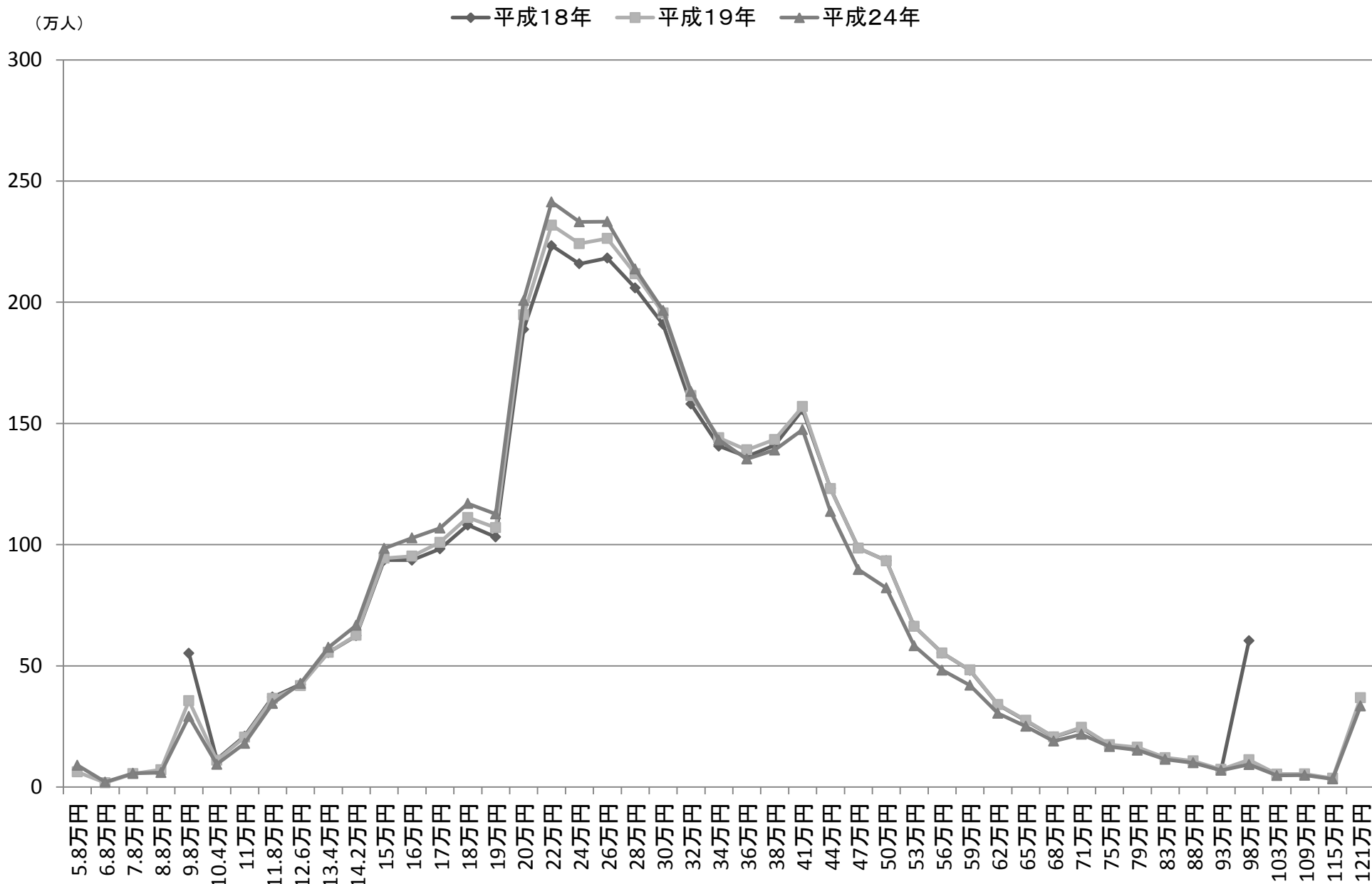
毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の1を下回ってはならない。

健康保険制度の標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合

- 平成18年の健康保険法改正において、
 - ・ 標準報酬月額の等級の分布に大きなばらつきがあり、最高等級及び最低等級について、その上下の等級と比べて多くの被保険者が該当していたことを踏まえ、上限を98万円から121万円に引き上げるとともに、下限を9.8万円から5.8万円に引き下げた。
 - ・ 政令による上限の改定ルールについて、改定を行うことができるのは、最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が、「3%」を超えた場合とされていたが、「1. 5%」に見直した。【平成19年4月施行】
- 現行の規定のもと、平成19年度以降、標準報酬月額の上限改定は行われておらず、平成24年度末の標準報酬月額の高等級該当者の全体に占める割合は、「0.95%」となっている。

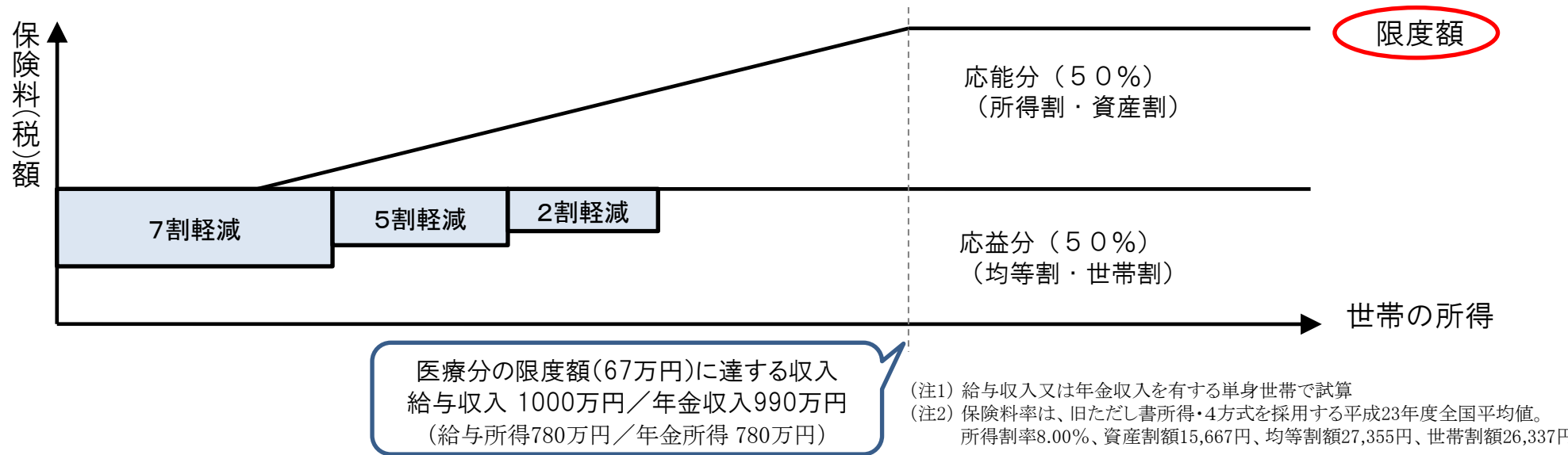
	標準報酬月額 上限	標準報酬月額 の平均額	全被保険者に対する 上限該当者の割合	備 考
昭和51年度末	320,000円	143,016円	3.93%	
昭和53年度末	380,000円	166,828円	3.72%	
昭和56年度末	470,000円	200,321円	3.52%	【昭和55年改正】 標準報酬月額の上限該当者が全体の3%を超え、かつその状態が継続すると認められる場合に、所用の手続きを経た上で、政令で等級を追加できることとした。但し、改訂後の上限該当者が全体の1%を下回ってはならない。
昭和59年度末	710,000円	229,249円	1.59%	
平成4年度末	980,000円	305,202円	1.57%	
平成17年度末	980,000円	321,565円	1.71%	
平成18年度末	980,000円	321,070円	1.74%	
平成19年度末	1,210,000円	323,181円	1.15%	【平成18年改正】 政令による等級の追加時の基準を3%から1.5%に変更。但し、改訂後の上限該当者が全体の1%を下回ってはならない。
平成20年度末	1,210,000円	323,988円	1.02%	
平成21年度末	1,210,000円	313,677円	0.92%	
平成22年度末	1,210,000円	314,896円	0.91%	
平成23年度末	1,210,000円	314,050円	0.93%	
平成24年度末	1,210,000円	315,666円	0.95%	

標準報酬月額等級別分布(平成18年、19年及び24年)



国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額について

- 市町村国保では、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料(税)により賄うこととされている。
 - 保険料(税)は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割、資産割)と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(均等割、世帯割)から構成されており、①国保の医療給付費等に充てる基礎賦課分、②後期高齢者支援金等に充てる分、③介護納付金に充てる分の3種類の保険料(税)がそれぞれ賦課される。
 - 世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分保険料(税)(均等割・世帯割)の7割、5割又は2割を軽減している。
 - 国保料(税)の賦課(課税)限度額は、上述の3種類の保険料(税)それぞれについて法令で規定されており、平成26年度は、①基礎賦課分 51万円、②後期高齢者支援金等分 16万円、③介護納付金分 14万円となっている。
- ・医療分(基礎賦課(課税)分+後期高齢者支援金等分)の限度額は67万円、介護納付金分を含めると81万円となっている。
 - ・根拠法令： 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の88の2



	医療分(計)	基礎賦課(課税)分 (医療給付費等に充てる分)	後期高齢者支援金等 賦課(課税)分	介護納付金 賦課(課税)分	合 計
国保料(税)賦課(課税)限度額(平成26年度)	67万円	51万円	16万円	14万円	81万円
限度額超過世帯の割合(※)	2.66%	2.70%	2.70%	2.99%	2.31%

(※) 厚生労働省保険局「平成23年度 国民健康保険実態調査」をもとに、平成26年度における賦課限度額を超える世帯割合を推計したもの。

国民健康保険料(税) 賦課(課税) 限度額の推移

- これまでの国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額の推移を見ると、介護保険制度が創設された平成12年度を除けば、限度額(合計額)の引上げ幅の最大は「4万円」となっている。
- 国保料(税)賦課(課税)限度額は、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分それぞれの限度額超過世帯割合の状況(超過世帯割合の前年度比較・バランス等)を考慮し、合計で「4万円」を引上げ幅の上限として見直しを行っている。

	医療分(計)				介護納付金賦課(課税)額 【平成12年度～】		介護納付金賦課(課税)額 【平成12年度～】		合 計	
	引上げ額		基礎賦課(課税)額						引上げ額	
平成4年度			46万円	+2万円					46万円	+2万円
5年度			50万円	+4万円					50万円	+4万円
7年度			52万円	+2万円					52万円	+2万円
9年度			53万円	+1万円					53万円	+1万円
12年度			53万円	－			7万円	+7万円	60万円	+7万円
15年度			53万円	－			8万円	+1万円	61万円	+1万円
18年度			53万円	－			9万円	+1万円	62万円	+1万円
19年度			56万円	+3万円			9万円	－	65万円	+3万円
20年度	59万円	+3万円	47万円	▲9万円	12万円	+12万円	9万円	－	68万円	+3万円
21年度	59万円	－	47万円	－	12万円	－	10万円	+1万円	69万円	+1万円
22年度	63万円	+4万円	50万円	+3万円	13万円	+1万円	10万円	－	73万円	+4万円
23年度	65万円	+2万円	51万円	+1万円	14万円	+1万円	12万円	+2万円	77万円	+4万円
24年度	65万円	－	51万円	－	14万円	－	12万円	－	77万円	－
25年度	65万円	－	51万円	－	14万円	－	12万円	－	77万円	－
26年度	67万円	+2万円	51万円	－	16万円	+2万円	14万円	+2万円	81万円	+4万円

(注1) 平成19年度までは、老健拠出金分が基礎賦課額に含まれていたが、平成20年度以降、老人保健制度が廃止され、後期高齢者支援金等賦課額が新設されている。

(注2) 昭和33年以降平成3年度以前の賦課(課税)限度額の改定経緯を見ると、退職者医療制度が創設された昭和59年度に基礎賦課(課税)分が7万円引き上げられている以外は、引き上げ幅は最大4万円(昭和49年度)となっている。

見直しの論点

- 現在、被用者保険や国民健康保険の保険料については、
 - ① 負担能力に応じた負担となるよう、被保険者の標準報酬月額や世帯の所得に応じた保険料額とするとともに、
 - ② 受益との関連から、標準報酬月額の上限や保険料の賦課限度額を設けている。

- 国民会議報告書やプログラム法の規定では、世代内の公平を図る観点から、標準報酬月額の上限や国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについて検討を行うこととされているが、どのような見直しが考えられるか。

参 考 資 料

協会けんぽの保険料上限額について（平成26年度）

- 協会けんぽの保険料率は各都道府県支部ごとに異なるが、平成26年度の保険料上限額は、
115万2,372円～118万3,248円 となっている。

〔佐賀県〕

$$\begin{aligned} &121\text{万円(標準報酬月額最高等級)} \times \underline{11.88\%(\text{医療分及び介護分の保険料率})} \times 0.5(\text{労使折半}) \times 12\text{ヶ月} \\ &+ 540\text{万円(標準賞与額上限)} \times 11.88\% \times 0.5 \\ &= \mathbf{1,183,248\text{円}} \end{aligned}$$

〔長野県〕

$$\begin{aligned} &121\text{万円(標準報酬月額最高等級)} \times \underline{11.57\%(\text{医療分及び介護分の保険料率})} \times 0.5(\text{労使折半}) \times 12\text{ヶ月} \\ &+ 540\text{万円(標準賞与額上限)} \times 11.57\% \times 0.5 \\ &= \mathbf{1,152,372\text{円}} \end{aligned}$$

後期高齢者医療の保険料賦課限度額について

【考え方】

○後期高齢者医療の保険料は均等割と所得割を半分ずつ賦課しているが、給付と保険料負担のバランスを失すれば被保険者の納付意識に悪影響を及ぼす等の理由から、年間保険料に賦課限度額を設けている。

【経緯】

○制度施行時（平成20年度）

- ・国保の賦課限度額の水準を参考に、国保で賦課限度額を負担する層についてその賦課限度額と同程度までの負担となるよう50万円に設定。
※高齢者では所得割を負担する者が約3割と少なく、国保に比べ所得割率が高くなることから、中間所得層の負担を一定に抑えるため、負担能力の高い者に応分の負担を求めている（賦課限度額超過被保険者割合は国保より小さい）。

○保険料改定時（平成24、26年度）

- ・国保の賦課限度額引上げの状況等を踏まえ、平成24年度に55万円（5万円引上げ）に、平成26年度に57万円（2万円引上げ）に、それぞれ設定。

〔例（夫婦世帯）〕 夫：年金収入953万円（年金所得・事業所得750万円）、妻：年金収入153万円以下〔所得割なし〕 のケース

国保 67万円 → 後期 61.3万円
(限度額) (限度額) 〔 夫 57万円、妻 4.3万円 〕
(限度額) (限度額)

※国保保険料は平成23年度の4方式の全国平均保険料率を基に、後期高齢者医療の保険料は平成24・25年度の全国平均保険料率を基に、それぞれ算定。

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
後期 高齢者	賦課限度額 (平成20年度基準) 〔対前年変化幅〕	50万円 (100)	50万円 (100)	50万円 (100)	50万円 (100)	55万円 (110) 〔+5万円、+10.0%〕	55万円 (110)	57万円 (114) 〔2万円、+3.7%〕
	賦課限度額に達する 年金収入 (年金所得)	830万円 (633万円)	830万円 (633万円)	811万円 (615万円)	811万円 (615万円)	822万円 (626万円)	822万円 (626万円)	821万円 (625万円)
	賦課限度額超過 被保険者割合	1.65%	1.52%	1.44%	1.42%	1.36%	1.36%	—
国保	賦課限度額(医療分) (平成20年度基準) 〔対前年変化幅〕	59万円 (100)	59万円 (100)	63万円 (107) 〔+4万円、+6.8%〕	65万円 (110) 〔+2万円、+3.2%〕	65万円 (110)	65万円 (110)	67万円 (114) 〔+2万円、+3.1%〕

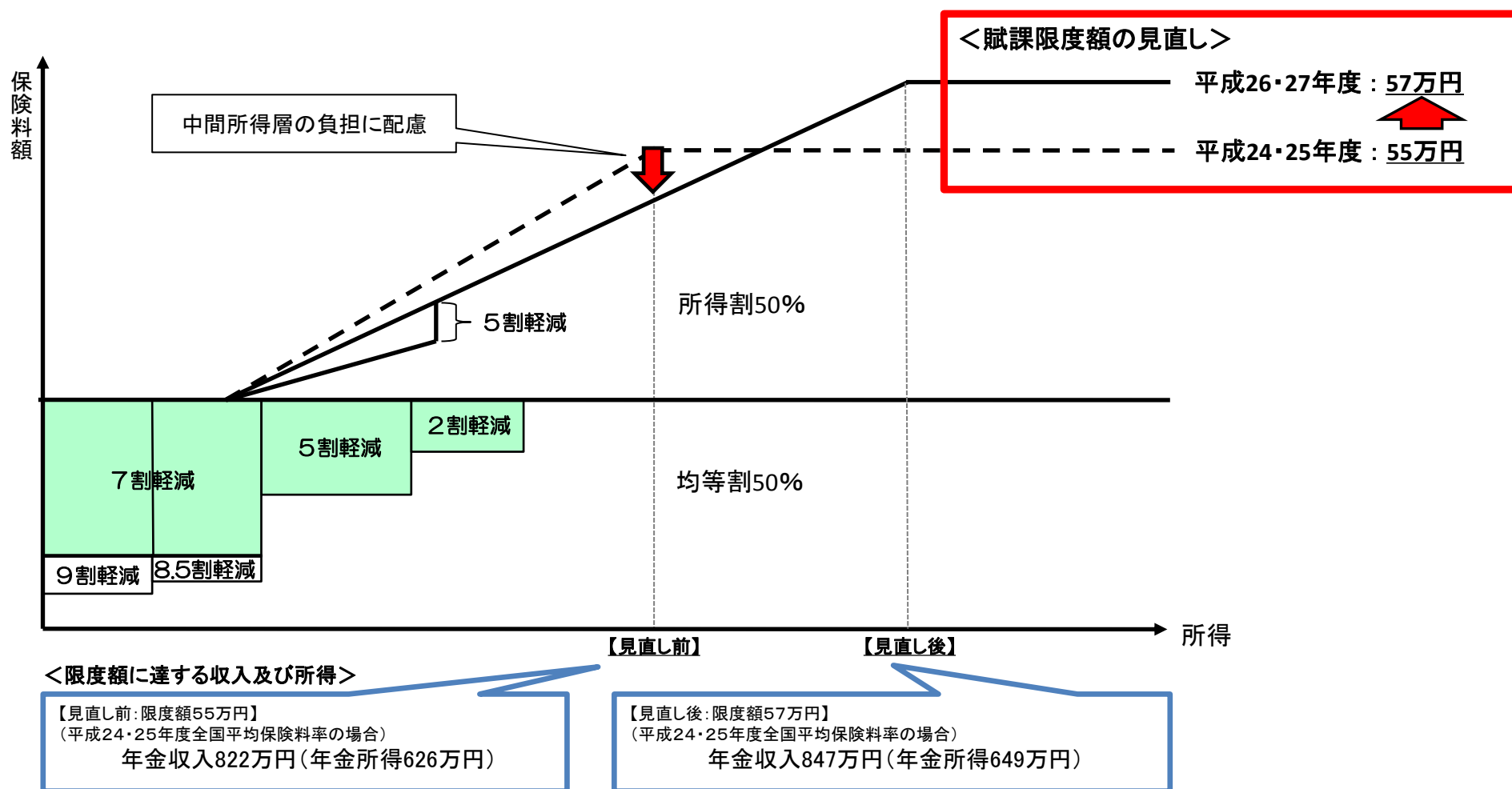
※ 賦課限度額に達する年金収入：各年度の全国平均保険料率を基に算定。
※ 年金所得＝年金収入－公的年金等控除
※ 賦課限度額超過被保険者割合：後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告による（平成26年度分は未報告）。

平成26年度の後期高齢者医療保険料賦課限度額の見直し

○医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、受益と負担の関連、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担とのバランス等を考慮し、保険料賦課限度額を設定している。

○平成26年度国保の限度額見直しに伴い、国保で限度額を負担する層が後期高齢者医療でも同程度までの負担となるよう限度額の見直しを行った。

→ 国保の限度額(医療分)2万円引き上げに伴い、後期高齢者医療でも2万円引き上げ、55万円を57万円とした。



* 年金所得＝年金収入－公的年金等控除

国民健康保険組合に対する 国庫補助について

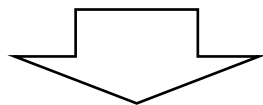
■ 社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）（抜粋）

3 医療保険制度改革

（1）財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保 （略）

加えて、所得の高い国民健康保険組合に対する定率補助もかねて廃止の方針が示されており、保険料負担の公平の観点から、廃止に向けた取組を進める必要がある。

（略）



■ 社会保障制度改革プログラム法（平成25年12月5日成立）（抜粋）

（医療制度）

第四条

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項

ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し

国民健康保険組合について

- 国保組合とは、国民健康保険法に基づき、同種同業の者を対象に国保事業を行うことができる公法人である。
- 平成24年度末の組合数及び被保険者数

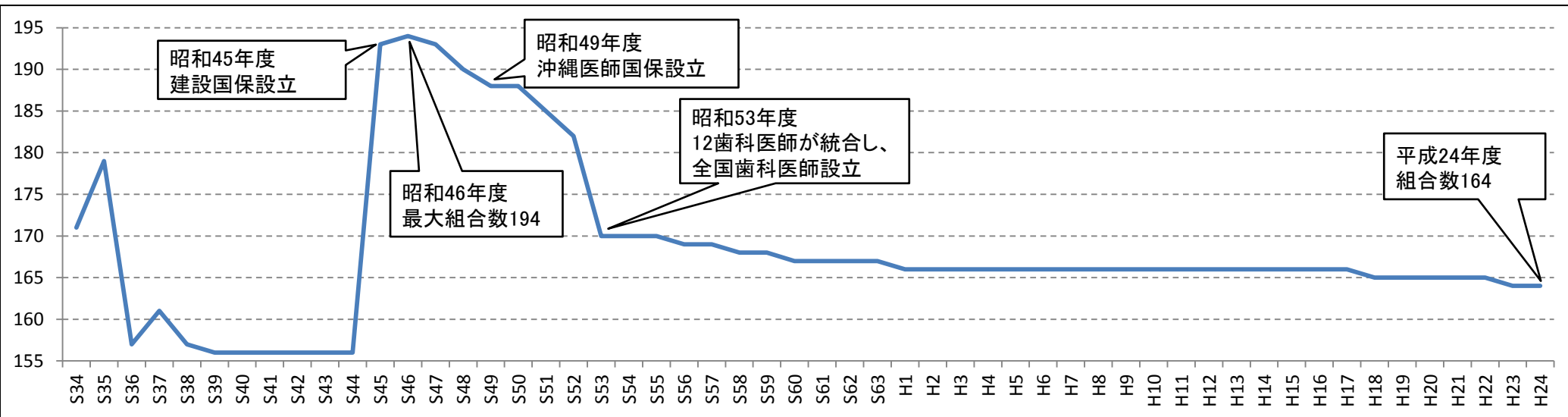
(1) 医師、歯科医師、薬剤師	92組合	被保険者数	64万人
(2) 建設関係	32組合	被保険者数	157万人
(3) 一般業種	40組合	被保険者数	81万人
合 計	164組合	被保険者数	302万人

国民健康保険組合一覧

建設関係国保組合		一般業種国保組合		医師国保組合		歯科医師国保組合	薬剤師国保組合
1 全国建設工事業	28 広島県建設	1 関東信越税理士	28 大阪中央市場青果	1 北海道医師	28 兵庫県医師	1 全国歯科医師	1 北海道薬剤師
2 建設連合	29 徳島建設産業	2 東京理容	29 大阪府浴場	2 青森県医師	29 奈良県医師	2 北海道歯科医師	2 埼玉県薬剤師
3 全国左官タイル塗装業	30 香川県建設	3 東京芸能人	30 大阪府食品	3 岩手県医師	30 和歌山県医師	3 宮城県歯科医師	3 千葉県薬剤師
4 全国板金業	31 佐賀県建設	4 文芸美術	31 大阪府たばこ	4 宮城県医師	31 鳥取県医師	4 秋田県歯科医師	4 東京都薬剤師
5 中央建設	32 長崎県建設事業	5 東京料理飲食	32 大阪質屋	5 秋田県医師	32 島根県医師	5 山形県歯科医師	5 神奈川県薬剤師
6 北海道建設		6 東京芸芸	33 近畿税理士	6 山形県医師	33 岡山県医師	6 福島県歯科医師	6 新潟県薬剤師
7 宮城県建設業		7 東京食品販売	34 大阪市公設市場	7 福島県医師	34 広島県医師	7 茨城県歯科医師	7 福井県薬剤師
8 山形県建設		8 東京美容	35 大阪木津卸売市場	8 茨城県医師	35 山口県医師	8 群馬県歯科医師	8 静岡県薬剤師
9 埼玉県建設		9 東京自転車商	36 大阪衣料品小売	9 栃木県医師	36 徳島県医師	9 埼玉県歯科医師	9 愛知県薬剤師
10 埼玉土建		10 東京青果卸売	37 兵庫食糧	10 群馬県医師	37 香川県医師	10 千葉県歯科医師	10 三岐薬剤師
11 東京建設職能		11 東京浴場	38 神戸中央卸売市場	11 埼玉県医師	38 愛媛県医師	11 神奈川県歯科医師	11 京都府薬剤師
12 東京建設業		12 東京写真材料	39 兵庫県食品	12 千葉県医師	39 高知県医師	12 静岡県歯科医師	12 大阪府薬剤師
13 東京土建		13 東京都弁護士	40 全国土木建築	13 東京都医師	40 福岡県医師	13 愛知県歯科医師	13 兵庫県薬剤師
14 神奈川県建設業		14 神奈川県食品衛生		14 神奈川県医師	41 佐賀県医師	14 三重県歯科医師	14 紀和薬剤師
15 神奈川県建設連合		15 福井食品		15 新潟県医師	42 長崎県医師	15 大阪府歯科医師	15 中四国薬剤師
16 新潟県建築		16 静岡市食品		16 富山県医師	43 熊本県医師	16 兵庫県歯科医師	16 広島県薬剤師
17 富山県建設		17 名古屋市食品		17 石川県医師	44 大分県医師	17 奈良県歯科医師	17 福岡県薬剤師
18 長野県建設		18 京都芸術家		18 福井県医師	45 宮崎県医師	18 和歌山県歯科医師	18 長崎県薬剤師
19 岐阜県建設		19 京都料理飲食業		19 山梨県医師	46 鹿児島県医師	19 広島県歯科医師	
20 静岡県建設産業		20 京都府酒販		20 長野県医師	47 沖縄県医師	20 愛媛県歯科医師	
21 愛知建連		21 京都市中央卸売市場		21 岐阜県医師		21 福岡県歯科医師	
22 三重県建設		22 京都市食品衛生		22 静岡県医師		22 佐賀県歯科医師	
23 京都建築		23 京都府衣料		23 愛知県医師		23 長崎県歯科医師	
24 京都府建設業職別連合		24 京都花街		24 三重県医師		24 熊本県歯科医師	
25 大阪建設		25 大阪府整容		25 滋賀県医師		25 大分県歯科医師	
26 兵庫県建設		26 大阪府小売市場		26 京都府医師		26 宮崎県歯科医師	
27 岡山県建設		27 大阪文化芸能		27 大阪府医師		27 鹿児島県歯科医師	

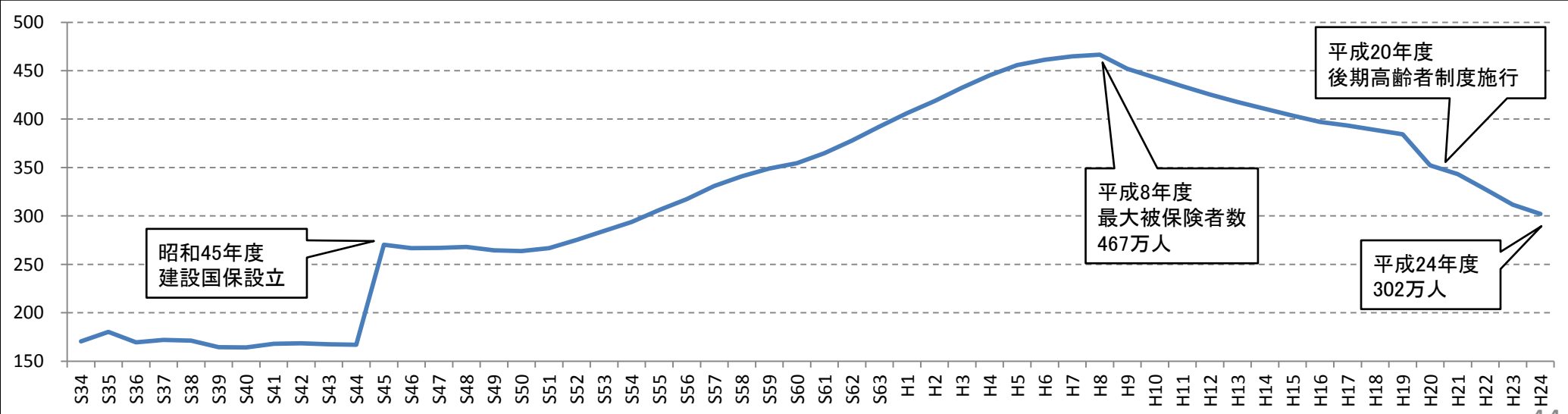
国民健康保険組合 組合数・被保険者数について

■国民健康保険組合数の推移



■国民健康保険組合被保険者数の推移

(単位: 万人)



国民健康保険組合の概要

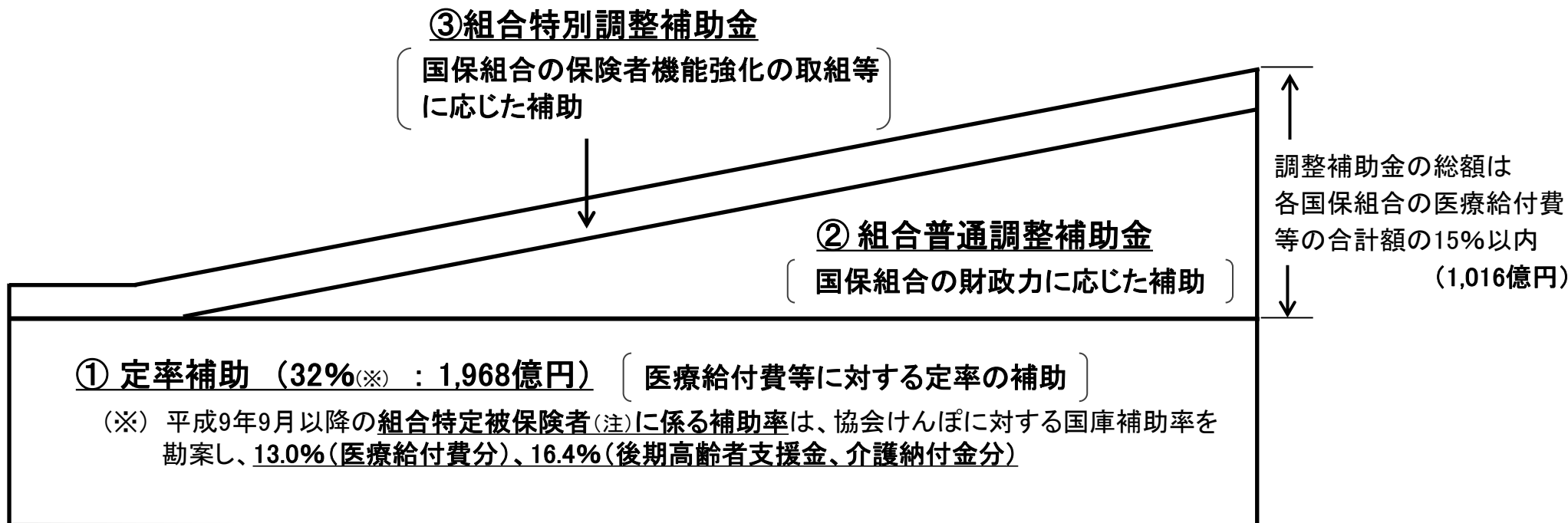
- 国保組合とは、国民健康保険法に基づき、同種同業の者を対象に国保事業を行うことができる公法人である。
(医師・歯科医師・薬剤師 : 92組合 / 建設関係 : 32組合 / 一般業種 : 40組合 計 164 組合)

※ 国保組合は、全市町村に国保事業の実施を義務づける(国民皆保険)以前から制度化されていた公法人であるが、国民皆保険達成後は、市町村が運営する国保を原則とする観点から、原則として国保組合の新設を認めていない。

- 被保険者数：約302万人（平均年齢：39.3歳）
- 保険料：国保組合ごとに規約で定めている。（収納率は99.9%）

国保組合に対する国庫補助

(平成26年度予算ベース)



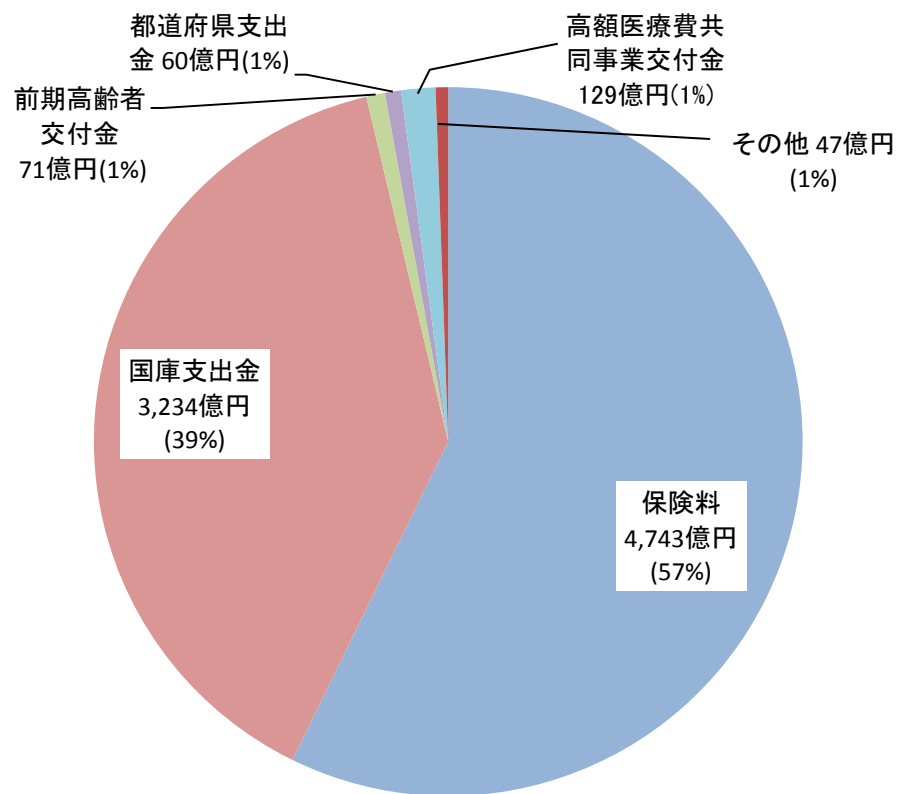
(注) 「組合特定被保険者」とは、本来的には健康保険の適用を受ける被用者であるが、健康保険の適用除外の承認を受けて国保組合の被保険者となった者をいう。

国民健康保険組合の収支状況について(平成24年度)

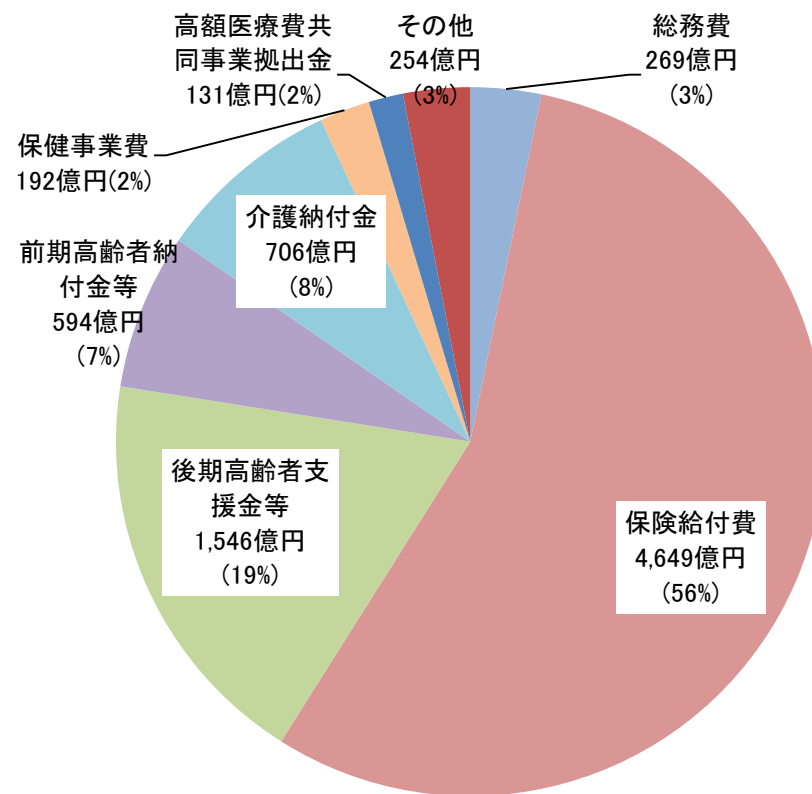
○ 単年度収入(平成24年度)については、保険料収入が57%、国庫支出金が39%を占めている。

○ 単年度支出(平成24年度)については、保険給付費が56%、後期高齢者支援金等が19%、介護納付金が8%、前期高齢者納付金等が7%を占めている。

経常収入 8,284億円



経常支出 8,340億円



国民健康保険組合の収支状況の推移について

- 平成24年度の収支状況については、
- ・ 単年度収入では、保険料収入が4,743億円（前年度比＋1％）、国庫支出金が3,234億円（前年度比＋0％）
 - ・ 単年度支出では、保険給付費4,649億円（前年度比▲2％）後期高齢者支援金等は1,546億円（前年度比＋4％）、前期高齢者納付金等は593億円（＋14％）の増となっている。

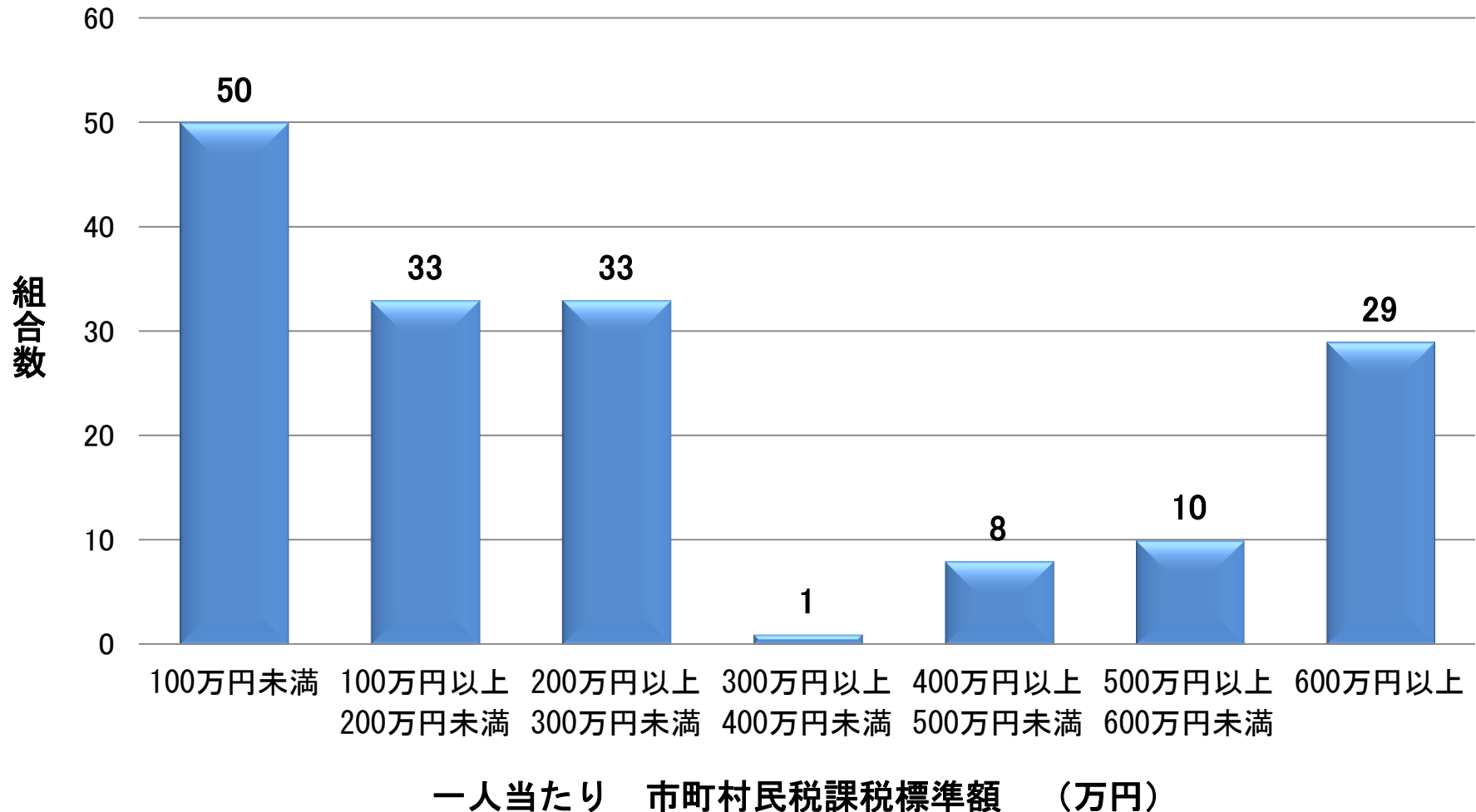
（単位：億円）

科目		平成23年度	平成24年度(対前年度比)
単年度収入	保 険 料	4,678	4,743 (+ 1%)
	国庫支出金	3,230	3,234 (+ 0%)
	前期高齢者交付金	67	71 (+ 6%)
	都道府県支出金	62	60 (▲ 2%)
	高額医療費共同事業交付金	121	129 (+ 7%)
	そ の 他	57	47 (▲17%)
	合 計	8,216	8,284 (+ 1%)
単年度支出	総 務 費	274	269 (▲ 2%)
	保険給付費	4,748	4,649 (▲ 2%)
	後期高齢者支援金等	1,491	1,546 (+ 4%)
	前期高齢者納付金等	521	594 (+ 14%)
	老人保健拠出金等	1	0 (▲77%)
	介護納付金	717	706 (▲ 2%)
	保健事業費	189	192 (+ 2%)
	高額医療費共同事業拠出金	122	131 (+ 7%)
	そ の 他	245	254 (+ 4%)
	合 計	8,310	8,340 (+ 0%)
	単年度収支差引額（経常収支）	▲ 94	▲ 55

国民健康保険組合の所得水準について

○ 国保組合の所得水準については、

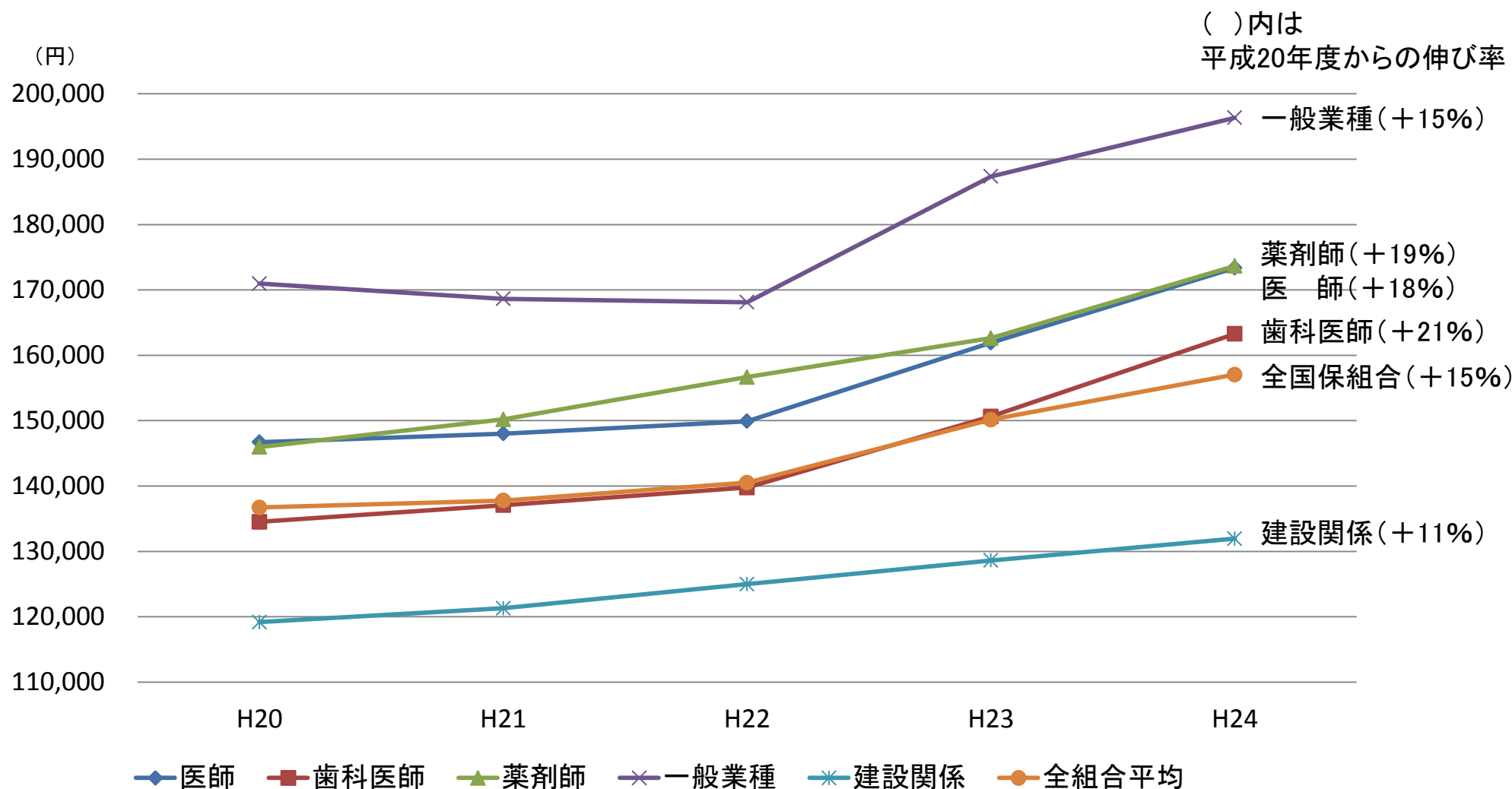
- ・ 50組合（全体の30%）が一人当たり市町村民税課税標準額が100万円未満、33組合（20%）が一人当たり市町村民税課税標準額が100万円以上200万円未満
- ・ 29組合（全体の18%）が一人当たり市町村民税課税標準額が600万円以上



（注）平成21年度所得調査の結果を基に作成

国民健康保険組合の一人当たり保険料の推移について

○ 平成24年度における一人当たり保険料については、平成20年度と比べ、全体で15%上昇している。



(注) 「一人当たり保険料」とは、国民健康保険事業年報における保険料調定額(現年度分)を各年度末の被保険者数で除した額

所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しの論点

- 国保組合に対する国庫補助については、
 - ・ 被保険者の所得水準にかかわらず、医療給付費等に対する定率の国庫補助
 - ・ 国保組合の財政力に応じた補助
 - ・ 国保組合の保険者機能の強化を図るための国庫補助等を行っているところ。
- 保険料についての国民の負担の公平を図る観点から、「所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し」について、どう考えるか。

参 考 資 料

国民健康保険組合の健康保険適用除外承認について

●国民健康保険組合とは

国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織された国民健康保険法上の公法人である。（平成24年4月現在：164組合）

（※国保組合に加入していなければ、市町村国保に加入すべき者）

●健康保険（被用者保険）について

- ・法人事業所または従業員5人以上の個人事業所については健康保険の適用事業所となり、当該事業所に使用される者は、健康保険の被保険者となる。
- ・健康保険の被保険者は、国民健康保険に加入することができない。

(参考)

	強制適用業種 [土木・建築、医療等]		非適用業種 [飲食業、サービス業等]	
5人以上	適用	適用	適用	非適用
5人未満	非適用	適用	適用	非適用
	個人	法人	個人	

■ 健康保険強制適用被保険者
□ 健康保険任意包括被保険者、市町村国保被保険者

●健康保険適用除外承認制度について

- ・健康保険適用除外承認制度とは、本来、法人事業所または従業員5人以上の個人事業所に使用される者は健康保険の被保険者となるが、以下に該当する者であって、国保組合の理事長が認めた者について、厚生労働大臣（年金事務所）の承認を受けることで、例外的に引き続き国保組合に加入し続けられる制度である。
（※国保組合の事業運営の継続性の観点から例外的に認められたものである）

- ① 国民健康保険組合の被保険者である者を使用する事業所が法人となる又は5人以上事業所となる等により、健康保険の適用事業所となる日において、現に国民健康保険組合の被保険者である者
- ② 国民健康保険組合の被保険者である者が法人又は5人以上事業所を設立する等により、健康保険の適用事業所となる場合における当該被保険者
- ③ ①又は②に該当することにより適用除外の承認を受けた者を使用する事業所に新たに使用されることとなった者
- ④ 国民健康保険組合の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者

組合特定被保険者に対する定率補助について

- 法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所に使用される者は、健康保険の被保険者となるが、国保組合に加入していた者が働く事業所が法人となった場合や個人事業所で従業員が5人以上となった場合など、健康保険の適用要件を満たしたときに国保組合の理事長と厚生労働大臣（年金事務所）の承認を得れば、例外的に引き続き国保組合に加入し続けられる。

※ 健康保険の適用対象が拡大される中、国保組合の事業運営の継続性の観点から、例外的に認められたもの。

- 平成9年の法律改正により、国民健康保険組合の被保険者のうち、本来、政府管掌健康保険に加入すべき者であるが、上述の承認を得て国民健康保険組合の被保険者となった者を「組合特定被保険者」とし、組合特定被保険者のうち、平成9年9月以降に新規に国保組合に加入した者に係る国庫補助率については、政府管掌健康保険の国庫負担率を勘案し、均衡を保つこととしている。

加入時期 (国保組合一般)	平成9年8月以前加入		平成9年9月以降加入	
	一般被保険者	組合特定被保険者	一般被保険者	組合特定被保険者
本人 ・ 家族	32%	32%	32%	医療給付費 : 13.0%(*1) 後期支援金 : 16.4%(*2) 介護納付金 : 16.4%

※1 平成9年9月以降に適用除外承認を受けた者の医療給付費の補助率は、平成22年度から協会けんぽの補助率が16.4%に引き上げられたものの、13%で据え置き。

※2 後期支援金の1/3は、所得水準に応じて補助している。

※3 全国土木建築国保組合への定率補助は、平成9年8月以前からの加入者の家族については事業所の規模にかかわらず補助率32%、平成9年9月以降300人以上事業所の本人・家族については国庫補助対象外、300人未満事業所の本人・家族については若人13.0%、後期・介護16.4%

行政刷新会議の事業仕分けの結論(平成22年11月16日)

○ 見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止)

(とりまとめコメント)

それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているので、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前どおりのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちが集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案(※右下図)で進んでいただきたいということを結論とする。

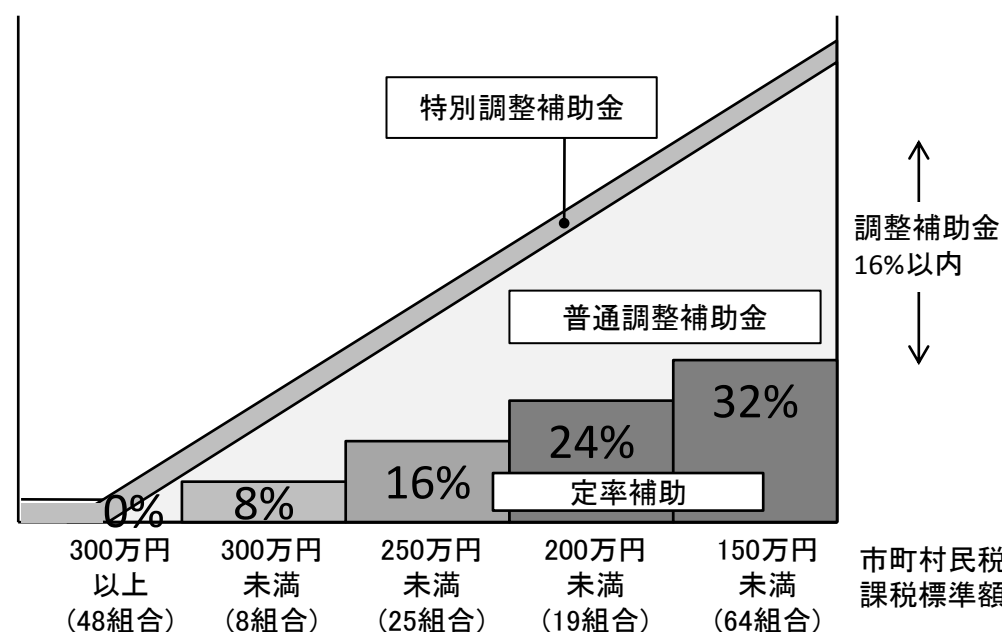
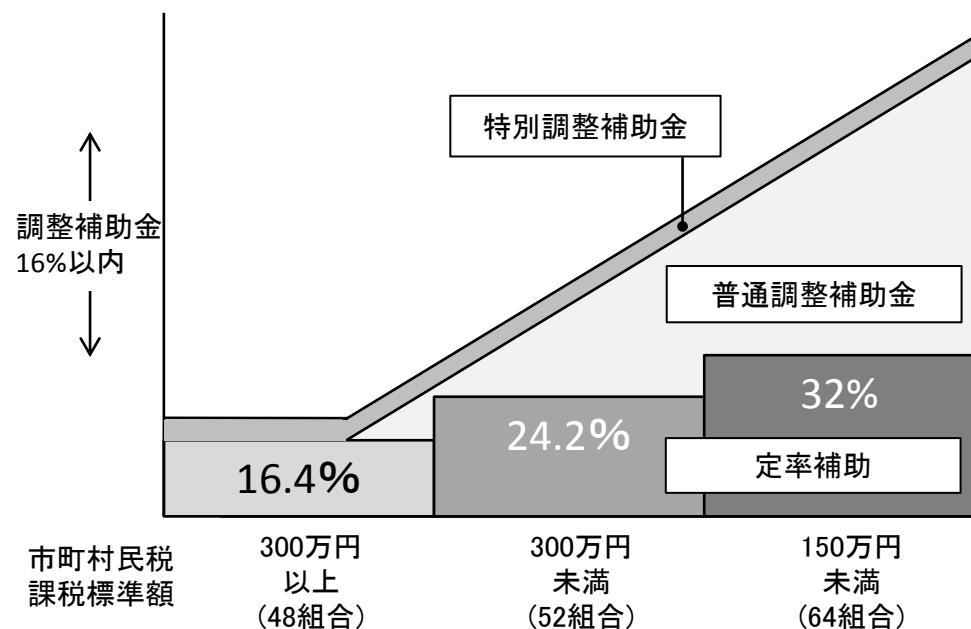
事業仕分けで結論とされた見直し案

【A案】

【B案】

- ・3段階の定率補助
- ・補助率は、協会けんぽの水準(16.4%)以上

- ・5段階の定率補助
- ・所得水準の高い国保組合の補助率は、0%



医療保険部会における主な意見(平成23年11月24日)

(主な意見)

- 国保組合の定率補助の32%は市町村国保とのバランスによって決められたもので、その見直しに当たっては保険者間の財政調整、国庫補助の在り方、新しい高齢者医療制度の創設に伴う財政影響の見極めなど、総合的に判断すべき。
- 医師国保は市町村国保並みに保険料を引き上げても、公費負担がなければ赤字になり解散するしかなくなる。その結果、市町村国保や協会けんぽに移った場合、国保補助率は医師国保よりも高く、今まで自粛していた自家受診の際も請求するようになるため、結果的には国庫負担はかえって増えるのではないか。
- 保険とは、被保険者がお互いのリスクをカバーするという制度であり、公費がないのが理想。ただし、財政的に厳しいところに公費が投入されるのはやむを得ないが、三師組合は標準報酬のレベルが高いので、健保組合と同じ考え方で運営されるのが理論的には正しい。
- 本来加入すべき市町村国保から抜けて、自分たちでやるという形が国保組合の位置づけであり、所得水準の高い組合に国庫補助を入れるという説明は、説得力に乏しい。

6. 給付の重点化・制度運営の効率化

（国保組合の補助率の見直し）

- 3大臣合意（平成22年12月17日、国家戦略担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣）を踏まえ、保険者間の公平を確保する観点から、所得水準の高い国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に対する国庫補助の見直しを行う。
- なお、所得水準の高い国保組合についても、国庫補助を完全に廃止することは財政運営への影響が大きい、国庫補助を廃止した場合には、保険料の上昇により加入者が脱退し、国保組合の解散等の可能性もあることから財政影響について精査する必要がある、という意見もあった。

※ 3大臣合意の内容

- 行政刷新会議「事業仕分け」において、所得水準の高い国保組合に対する定率補助を廃止するとされたことを踏まえ、保険者間の給付と負担の公平を図るため、事業仕分けの結論に沿って、見直しを行う。

経済財政運営と改革の基本方針2014（保険局関係概要）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

（1）社会保障改革

（基本的な考え方）・・・P23

- ・ 医療・介護を中心に「自然増」も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化

（医療・介護提供体制の適正化）・・・P24

- ・ 地域医療構想を策定し、病床数等の目標設定と政策効果の検証を行う
- ・ 平成27年の医療保険制度改革に向け、地域医療構想と整合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標が設定され、取組が加速されるよう、医療費適正化計画を見直す。国において、都道府県が目標設定するための標準的な算定式を示す

（保険者機能の強化と予防・健康管理の取組）・・・P24～25

- ・ 国保については、市町村との適切な役割分担を行いつつ財政運営などを都道府県が担う中で、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に判断できる体制や市町村の保健事業等に対する意欲を損なうことのない分権的な仕組みの構築を平成27年常会への法案提出に向けて検討
- ・ 医療費適正化へのインセンティブ強化の観点から、後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みの活用を検討
- ・ 後期高齢者支援金について被用者保険者間の負担能力に応じた負担とすることの検討

- ・ 後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的な見直しや、高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることの検討
- ・ データヘルスの推進、保険者機能の強化、被保険者インセンティブ
- ・ 離職・転職等により保険者間を移動しても、保険者が被保険者の医療情報等を継続的に把握できるようレセプトへの社会保障・税番号等の番号の導入の検討

（介護報酬・診療報酬等）・・・P25

- ・ 医薬品・医療機器の保険適用の評価での費用対効果の観点の導入や、良質な事業運営を促す診療報酬の在り方の検討

（薬価・医薬品に係る改革）・・・P25～26

- ・ 医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性等の検証、リフィル制度等の検討
- ・ 長期収載品の薬価見直しの仕組みの効果等の検証
- ・ 調査・改定コストにも適切に配慮しつつ、市場価格形成の状況等を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるよう、薬価調査・薬価改定の在り方について、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、その頻度を含めて検討
- ・ スイッチO T Cの加速に向けた取組について目標設定。諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す

「日本再興戦略」改訂2014（保険局関係概要）

国民の「健康寿命」の延伸

○ 公的保険外のサービス産業の活性化

…第一部P24・第二部P94・工程表P53

ー 個人・保険者に対する健康・予防インセンティブの付与

【保険制度上の対応等所要の措置を来年度中に講じることを目指す】

- ・ ヘルスケアポイントの付与・現金給付の普及、保険料によるインセンティブについて、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討
- ・ 後期高齢者支援金の加算・減算制度について、特定健診・保健指導の効果検証等を踏まえ具体策を検討

○ 保険給付対象範囲の整理・検討

…第一部P25・第二部P97・工程表P55

ー 最先端の医療技術・医薬品等への迅速なアクセス確保

- ・ 先進医療の評価の迅速化・効率化のため再生医療、医療機器についても専門評価組織を立ち上げ【年度内】
- ・ 選定療養の利用状況の調査、選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築【年度内】
- ・ 革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し費用対効果の観点を試行的に導入【平成28年度目途】

- ・ 治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させる仕組み（「日本版コンパッショネートユース」）の検討【来年度運用開始】

- ・ 新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設

ー 後発医薬品の積極的な活用

○ 医療介護のICT化…第二部P98・工程表P54

- ー 医療分野における番号の必要性等について検討【年内結論】
- ー 電子処方箋の導入を図るべく検討【来年度までに導入を図るべく検討】
- ー 地域でのカルテ・介護情報共有による地域医療介護連携に関して標準規格の策定や全国普及、共通基盤としての国立病院機構等のクラウド化

規制改革実施計画（保険局関係概要）

新たな保険外併用の仕組みの創設

○ 新たな保険外併用の仕組みの創設・・・P5

- － 保険外併用療養費制度の中に、困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな仕組みとして「患者申出療養（仮称）」を創設。
【平成27年度措置（次期通常国会に関連法案の提出を目指す）】

○ 安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築・・・P5

- － 臨床研究中核病院と患者に身近な医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら対応
- － 「患者申出療養（仮称）」としての前例がある診療
 - ・ 臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関が、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請
 - ・ 申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断、受診可能とする
- － 「患者申出療養（仮称）」としての前例がない診療
 - ・ 臨床研究中核病院が国に対して申請
 - ・ 申請から原則6週間で国が判断、受診可能とする
 - ・ 患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関（協力医療機関）として申請（共同研究の申請）する場合、その医療機関で受診可能とする
- － 国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討

○ 対応医療機関の充実・・・P5

- － 臨床研究中核病院は15箇所限定せず、要件を満たせば追加
- － 臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知
- － 臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関を随時追加。この旨、厚労省からも要請

○ 保険収載に向けた実施計画の作成及び実施計画の対象外の患者への対応・・・P5

- － 保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国で確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める
- － 実施計画の対象外の患者から申出があった場合、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認

健康・医療

○ 革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善・・・P9～10

- － 医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価についての明確な基準を検討【平成26年度結論】（医薬品）
【平成27年度結論】（医療機器）
- － 「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いの検討【薬事法等一部改正の施行に併せて結論】

○ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築・・・P11～12

- － 医療計画、介護保険事業支援計画、医療費適正化計画の見直し時期の一致【次期医療保険制度改革において検討】
- － 急性期を担う医療機関にのみ適用されるよう、7:1入院基本料の在り方を検討【平成28年度診療報酬改定に併せて検討】
- － プライマリ・ケア体制の確立（①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成、②医療広告制度の見直し、③複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組みの支援等を検討）
【①平成26年度措置、②・③平成27年度結論（②は平成28年度措置）】

○ 保険者機能の充実・強化に向けた環境整備・・・P15

- － 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入について検討
【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】
- － 支払基金と国保連の審査ルール及び査定結果の共有化
【平成26年度措置】

規制改革実施計画

平成26年6月24日
閣 議 決 定

規制改革実施計画 目次

I 共通的事項

1 本計画の目的	1
2 本計画の基本的性格	1
3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	2
4 改革の重点分野	2
5 規制改革ホットラインの設置	3
6 国際先端テストの実施	3
7 計画のフォローアップ等	3

II 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	4
(2) 個別措置事項	
①新たな保険外併用の仕組みの創設	5
②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立	6
③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善	9
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築	11
⑤生活の場での医療・介護環境の充実	13
⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築	14
⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備	15
⑧医療機関の経営基盤の強化	16
⑨看護師の「特定行為」の整備	17

2 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	18
(2) 個別措置事項	19

3 創業・IT等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	20
(2) 個別措置事項	
①起業・新規ビジネスの創出・拡大	21
②ITによる経営効率化	24
③産業の新陳代謝	26
④国民の選択肢拡大	28
⑤エネルギー・環境分野における規制改革	28
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革	29

4 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	34
(2) 個別措置事項	
①農地中間管理機構の創設	35
②農業委員会等の見直し	36
③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し	38
④農業協同組合の見直し	38

5 貿易・投資等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項	41
(2) 個別措置事項	
①対日投資促進	42

②空港規制の緩和	43
③外国法事務弁護士制度の見直し	43
④相互認証の推進	44
⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化	47
⑥入管政策の改定	50
⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し	51
⑧貿易に係る物流の効率化	52

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

1 具体的なシステムの考え方

(1) 見直し基準

①見直し対象	53
②見直しの視点	53
③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定	54

(2) 見直しの実効性を担保する仕組み

(3) 規制シートの整備

①規制シートの主な記載項目	54
②規制シートの作成単位	55

(4) 「許認可台帳」の活用

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革	55
(2) 規制シートの整備状況の進捗管理	55
(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携	56
(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価	56

規制改革実施計画

〔平成 26 年 6 月 24 日〕
閣 議 決 定

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、昨年 6 月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成 26 年 6 月 13 日に「規制改革に関する第 2 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1 本計画の目的

本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とする。

2 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革に関する第 2 次答申」（平成 26 年 6 月 13 日規制改革会議）により示された規制改革事項等について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革の目的は、国民生活の安定・向上、経済活性化への貢献及びそれらを通じた国の成長・発展を図ることにある。今回、規制改革を進めるに当たっては、このような観点から、以下の諸点を念頭に進める。

① 経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する

規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発と共に変化する。国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、企業、NPO などの事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的需要を開花させることは、極めて重要な課題である。

また、世界から我が国へ投資を呼び込むためには、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を整備していく必要がある。

② 国民に多様な選択肢を提供する

様々な環境変化や ICT 等の技術革新の動きに応じ、絶えず規制を見直していくことにより、国民が新たな製品やサービスを、より早く、より安価に享受できる選択肢を広げていくことの重要性は一段と増している。

③ 意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

規制改革は、規制対象となっている産業の発展のためにも不可欠である。意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることで産業の発展可能性が広がる。

④ 安全性をより効率的な手法で確保する

規制の目的の一つは、安全性の確保にある。その際、規制の前提自体が変化した場合には、その規制を見直すことにより、より効率的な手法で安全性を確保する必要がある。

4 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革に関する第2次答申」を踏まえ、また、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」、「貿易・投資等」を改革の重点分野とする。

5 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成 25 年 3 月 22 日に設置した。

内閣府は、寄せられた要望について、関係府省に随時検討要請し、その回答を取りまとめ、公表するとともに、規制改革会議に報告する。

6 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものである。

今後、規制改革を進めるに当たり、この手法を活用することとし、その定着に努める。

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

また、内閣府は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、上記フォローアップ時に合わせてフォローアップを行い、公表する。

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」との国民のニーズに応え、世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現するため、①新たな保険外併用の仕組みの創設、②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立、③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善、④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築、⑤生活の場での医療・介護環境の充実、⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築、⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備、⑧医療機関の経営基盤の強化、⑨看護師の「特定行為」の整備に重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 新たな保険外併用の仕組みの創設

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設	困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養(仮称)」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。 ① 安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築 未承認の診療に関する豊富な知見を有する臨床研究中核病院と患者に身近な地域の医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら、患者からの申出に係る診療をできる体制を構築する。 具体的には、「患者申出療養(仮称)」としての前例がある診療については、臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関(予定協力医療機関)が、患者からの申出を受け、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請(共同研究の申請)する。申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断し、受診できるようにする。 前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則6週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関(協力医療機関)として申請(共同研究の申請)する場合は、その医療機関で受診できるようにする。 その際、国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や手続を迅速かつ効率的に進めるため、運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討する。 ② 対応医療機関の充実 臨床研究中核病院は、15か所に限定することなく、要件を満たせば追加していく。 臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関(共同研究の予定協力医療機関)のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知する。 臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関(協力医療機関)を随時追加する。この旨、厚生労働省からも要請する。 ③ 保険収載に向けた実施計画の作成及び実施計画の対象外の患者への対応 「患者申出療養(仮称)」においても、保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国において確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める。 また、実施計画の対象外の患者から申出があった場合は、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認する。	平成27年度措置(次期通常国会に関連法案の提出を目指す)	厚生労働省

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	財務諸表の情報開示	厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。	措置済み	厚生労働省
3		厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置の上システム構築を開始	厚生労働省
4	補助金等の情報開示	厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務付ける。	平成26年度措置	厚生労働省
5		厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	電子開示システムの構築に合わせて措置	厚生労働省
6		厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。	平成27年度措置	厚生労働省
7	役員報酬等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
8	内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
9		厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。	平成26年度措置	厚生労働省
10	調達公正性・妥当性の確保	厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。	平成27年度決算から措置	厚生労働省

11		厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
12	経営管理体制の強化	厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。	(第三者評価のガイドライン) 平成26年度措置(介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標) 平成27年度措置(保育所の第三者評価の受審率の数値目標) 子ども・子育て支援新制度の施行までに措置	厚生労働省
13		厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
14	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省
15		厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分在先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
16	多様な経営主体によるサービスの提供	厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年4月1日)に合わせて措置	厚生労働省
17		厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。	平成26年度措置	厚生労働省

18	福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善	厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。	平成26年度上期措置	厚生労働省
19	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。 そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
20		厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。	平成26年度措置	厚生労働省
21		厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員の解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
22	医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用	イノベーションの適切な評価を行う観点から、例えば、患者のQOLの向上効果がどの程度あるかを客観的に評価する指標や、実質的な医療・介護費用の削減効果の指標を、イノベーションの評価に活用する仕組み等を検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定における試行的導入を視野に入れて検討・導入に合わせて結論	厚生労働省
23	日本発の医薬品・医療機器の評価の充実	医薬品・医療機器を日本で研究開発又は製造し、海外に先駆けて日本で承認を取得した場合に、医薬品・医療機器の価格算定において、営業利益率の引上げや加算を行う制度を創設(医薬品)又は継続(医療機器)する。	措置済み	厚生労働省
24	原価計算方式における革新性評価の充実	イノベーションの適切な評価を行う等の観点から、原価計算方式において、営業利益率の調整の上限を+100パーセントとし、革新性・画期性の評価を一層充実させる。	措置済み	厚生労働省
25	新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続	新薬開発には相当の期間を要するため、新薬創出・適応外薬解消等促進加算が新薬開発のインセンティブとなっているかどうかについての判断は時期尚早であることから、平成26年度診療報酬改定において、新薬創出・適応外薬解消等促進加算を継続する。	措置済み	厚生労働省
26	医療材料等に対応する手技料の適切な算定	再生医療等製品を使用する手術において、手術の難易度に応じた適切な手技料を算定できるよう検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省
27		新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備し、明確化する。	平成26年度措置	厚生労働省
28	医薬品・医療機器の価格予見性の向上	医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価が、どのような場合にどの程度なされるのかについて、明確な基準を検討し、結論を得る。	(医薬品) 平成26年度検討・結論 (医療機器) 平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省

29	「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進	再生医療等製品への国民のアクセスを確保するため、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いについて、再生医療の専門家を含めた議論の場を設けて検討し、結論を得る。	薬事法等の一部を改正する法律の施行(平成26年11月下旬予定)に合わせて検討・結論	厚生労働省
30	長期収載品の薬価の引下げ	長期収載品の薬価については、後発医薬品が上市されて一定期間を経過した段階で大幅に引き下げる仕組みを構築する。	措置済み	厚生労働省
31	患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応	高額療養費制度の適用下における後発医薬品のシェアを調査する。 その上で、医療用医薬品が保険診療でカバーされていること、及びその価格(薬価)を正しく患者に理解してもらうことを通じて、後発医薬品の普及を更に推進する。	平成26年度措置	厚生労働省

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
32	医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携	都道府県が、医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の見直し時期を一致させるとともに、相互の関係性をより明確にすることを検討し、結論を得る。	次期医療保険制度改正において検討・結論	厚生労働省
33	医療計画における保険者の視点の導入	医療計画の策定に当たり、保険者の意見を取り入れる仕組みを構築する。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成27年4月1日）に合わせて措置	厚生労働省
34	医療計画の内容の充実	平成26年3月に厚生労働省から公表された「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を踏まえた医療計画となるよう、都道府県に周知する。 また、二次医療圏の範囲については、患者の利便性を第一に考え、医療機関からの時間距離のデータを活用しつつ、都道府県が地域の実情に応じてより主体的に検討すべきことを改めて周知する。	平成26年度措置	厚生労働省
35	医療資源の適正配置	地域ごとの人口当たり医師・看護師数、医療機器数、診療科ごとの医師数を把握し、都道府県が公表する仕組みを構築する。 また、地域ごとの疾病の発生状況、患者の流入の状況等に応じて、相対的に医師不足と判断される地域や診療科への就業インセンティブを充実させる。	平成26年度措置	厚生労働省
36	医療機関の質の評価	医療機関の質の向上を図るため、 ①DPCデータ等を用いた定量的な指標に基づき、医療機関外の組織等が医療の質の評価・公表等を実施する際、その評価に用いるベンチマークの信頼性を高めるため、実施医療機関を拡大する措置を講じる。また、公表する評価指標の範囲の拡大を促す措置を講じる。 ②特に、自治体病院等の公設・公的病院については、公的資金が投入されていること等を踏まえ、一層の経営・サービスの効率化と医療の質の向上が必要であることから、いち早くこれらの取組を進める。その際、より多くの病院の参加を促す措置を講じる。	①平成27年度早期措置 ②平成26年度措置	厚生労働省 総務省

37		今後、急速な高齢化が進むと予想される都市部を中心に、必要病床数の将来推計の重要性を周知するとともに、医療計画の見直し時期にかかわらず、病床規制の例外措置である特例病床制度を、地域の実情に応じて活用するよう周知する。	平成26年度措置	厚生労働省
38	必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用	医療機関ごとの病床の稼働状況について調査するとともに、実効性のある非稼働病床の削減方策を検討し、結論を得る。	(病床稼働状況の調査) 平成26年度措置 (非稼働病床の削減方策) 平成26年度検討・結論	厚生労働省
39	病床規制の柔軟な運用	既存の医療機関の建替え・補修の場合、二次医療圏の境目においてそれぞれ別の二次医療圏に属する医療機関が統合する場合、医療機関の経営統合により開設者が変わる場合等においては、病床規制の柔軟な運用を徹底する。	措置済み	厚生労働省
40	7対1入院基本料の在り方の検討	急性期医療を担う医療機関にのみ7対1入院基本料が適用されるよう、平成26年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、7対1入院基本料の在り方について検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省
41	地域医療支援センターの実効性向上	地域医療支援センターの事業について、都道府県から地域の中核を担う病院への委託が可能であることを明確化する。	措置済み	厚生労働省
42	プライマリ・ケア体制の確立	プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、 ①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。 ②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。 ③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。	①平成26年度措置 ②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置 ③平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
43	在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化	在宅診療を主として行う保険医療機関に対し、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得た上で、必要な措置をとる。 また、診療所開設において、例えば必ずしもエックス線装置を設けなくともよい等、開設要件を明確化し、都道府県に周知する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省
44	特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善	平成27年度から入所基準が原則要介護度3以上となる制度見直しが行われること等を踏まえると、今後、医療ニーズの高い入居者の増加が見込まれるため、特別養護老人ホームでの適切な医療提供の在り方について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
45	在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善	平成26年度診療報酬改定において、訪問看護ステーションが在宅療養中の患者に対して使用する衛生材料等の見込み量や実績量を報告し、医療機関が報告に基づき適時必要な量を提供できる仕組み等を整備する。	措置済み	厚生労働省

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
46	転用の体制の構築	検査項目及びその判定方法をあらかじめ定め、合致する製品を製造販売業者が申請することで審査の効率を高め、既に転用要望のある49検査項目について集中的な検討を行い、新たな検査項目の要望についても遅滞なく検討を行う体制を構築し運用を開始する。	平成26年措置	厚生労働省
47	標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化	個別製品の申請から審査終了までの標準審査時間について通知し、さらに、製造販売業者が医薬品医療機器総合機構に事前に相談できる制度を明確化する。	平成26年措置	厚生労働省
48	添付文書等への記載事項	各検査項目の特性を踏まえ、医療機関受診の目安となる測定結果、留意事項、検査薬によっては正しく判定されない可能性及び定期健康診断等の受診推奨等について、パッケージ及び添付文書等への分かりやすい記載を製造販売業者に求める。	平成26年検討・結論、随時措置	厚生労働省
49	販売時説明	一般用検査薬の販売時に、一般用医薬品の分類に応じて薬剤師等が購入者へ情報提供し、必要に応じて検査結果のフォローアップを行い受診勧奨する仕組みを構築する。	平成26年検討・結論、随時措置	厚生労働省

⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
50	未コード化傷病名の不適切な使用の削減	未コード化傷病名が使われている原因を分析し、原因に即した対策を行うことや未コード化傷病名の使用が多い医療機関に対して改善を促すなど、未コード化傷病名の不適切な使用の削減に向けた検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
51	診療報酬明細書データの分析可能な環境整備	転帰の記載等、診療報酬明細書へ適切に記入、入力するよう指導を行うと同時に、保険者が診療行為や医薬品等から傷病名を把握できるようなシステムを利用し、レセプト情報等を活用した保健事業に積極的に取り組むよう支援する。	平成26年度措置	厚生労働省
52	保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省
53	診療報酬明細書の審査体制の強化	診療報酬明細書の審査の適正化及び審査支払機関、支部等との間の査定のバラつきを解消するため、将来的には審査の判断基準の統一化を目指し、コンピューターを使ったチェックの更なる拡充を図るとともに、審査委員会における審査ルール及び査定結果の共有化を図る。	平成26年度措置	厚生労働省
54	歯科診療報酬明細書の電子化の推進	保険者による診療報酬明細書データの分析等を推進する観点から、診療報酬明細書の電子化の猶予を受けている医療機関については、猶予期限である平成27年3月末までに着実に診療報酬明細書システムの導入が促進されるよう、歯科診療報酬明細書の電子化に係る準備状況を公表する。なお、電子化対応の時期が明確でない医療機関については、引き続き電子化への勧奨を行う。	平成26年度措置	厚生労働省
55		歯科のみならず医科・調剤も含めて診療報酬明細書の電子化をより促進するために、一定件数以上の請求件数があり電子化対応が行われていない医療機関の状況について、電子化対応が困難な理由を調査し、平成27年4月時点の電子化の普及状況と併せて公表を行う。	平成27年度上期措置	厚生労働省

⑧医療機関の経営基盤の強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
56	経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化	医師又は歯科医師以外の者が理事長候補者となる場合、一定の要件に該当する場合を除き、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で判断するよう自治体への周知が行われたが、各自治体における認可要件の適正化状況、当該申請件数、医療審議会の意見を聴いた件数等を調査し、医師又は歯科医師以外の者が不当に門前払いされる事態があれば当該自治体へ改善を促す。	平成26年度措置	厚生労働省
57	医療法人の経営の透明化・適正化	医療法人が、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うために以下の点について検討を行う。 ・社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務付けること ・一般社団法人及び一般財団法人と同様に、医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化すること ・メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令等遵守体制を構築するための方策	平成26年度検討・結論	厚生労働省
58	医療機関における業務範囲の明確化	医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環としてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。	平成26年度上期措置	厚生労働省

⑨看護師の「特定行為」の整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
59	看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討	新たな研修制度における研修プログラムは、看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できるよう、フィジカルアセスメント、病態生理、解剖学、薬理学、医療安全に関する知識等を総合的に習得できる研修内容を含むものとするよう検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。	平成26年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成27年10月1日）に合わせて措置	厚生労働省
60	看護師の「特定行為」における手順書の検討	医師が看護師に示す手順書の項目については、研修を受けた看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できる内容とし、実施すべき「特定行為」を明示しつつも過度に細かく規定するような硬直的なものとならないように留意しつつ検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。	平成26年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成27年10月1日）に合わせて措置	厚生労働省
61	看護師の「特定行為」の対象の検討	制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず、「特定行為」に該当しないとされた行為のうち看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについて分かりやすく周知する。その際、医療機関に対し、看護師等がその行為を安全に実施できるよう研修を実施するなどの対応についても周知する。	平成28年度までに随時措置	厚生労働省
62		「特定行為」の対象について制度の普及状況や関係者の意見等を踏まえ、見直す枠組みについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
63	看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理	制度の円滑な運用を図るため、厚生労働省は、研修を修了した看護師ごとに、どの特定行為の区分に係る研修を修了したかの情報を管理する。また、指定研修機関の指定取消時等の場合、速やかに修了に係る証明を行う体制を構築する。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成27年10月1日）に合わせて措置	厚生労働省

2 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

個人のライフスタイルや価値観に応じた多様で柔軟な働き方の選択肢の拡大や、労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備、雇用形態にかかわらず働く価値を高め処遇の改善を図る観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②労働者派遣制度の見直し、③有料職業紹介事業等の規制の見直し、④労使双方が納得する雇用終了の在り方それぞれに係る事項について、重点的に取り組む。

(2)個別措置事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	ジョブ型正社員の雇用 ルールの整備	職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示などの雇用管理上の留意点、好事例及びそれらを踏まえた就業規則の規定例等を取りまとめ、周知を図る。	平成26年7月までに取りまとめ、速やかに実施	厚生労働省
2		労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法(平成19年法律第128号)の解釈を通知し周知を図る。	平成26年中に実施	厚生労働省
3		労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省
4	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度について、平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。	平成26年度開始	厚生労働省
5	有料職業紹介事業等の規制の見直し	健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。 ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方 ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方 ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方	平成26年度検討開始	厚生労働省
6	労使双方が納得する雇用終了の在り方	労使双方が納得する雇用終了の在り方について、紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観点から、下記の事項を含め、検討を行う。 ①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強化について検討する。 ②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムの在り方について検討を進める。	①平成26年度検討開始、1年を目途に結論 ②平成26年度中に調査研究を行い、その結果を踏まえ検討を進める	厚生労働省

3 創業・IT等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

新規ビジネスの創出、経営の効率化、産業の新陳代謝等による経済成長を達成するため、①起業・新規ビジネスの創出・拡大、②ITによる経営効率化、③産業の新陳代謝、④国民の選択肢拡大、⑤エネルギー・環境分野における規制改革、⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革、を推進する観点から、以下に重点的に取り組む。

① 起業・新規ビジネスの創出・拡大

産業の新陳代謝が進み、新規ビジネスが絶え間なく創出される環境を整備するため、企業に対する資金供給の促進、大学発ベンチャービジネスの育成等を促す規制の見直しを行う。

② ITによる経営効率化

事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備するため、ITの活用を強力に進めていく。

③ 産業の新陳代謝

産業の新陳代謝を促すとともに、産業競争力を向上させ新規ビジネスの創出を促すためにも、関連した規制を時代に合致したものに見直す。

④ 国民の選択肢拡大

現代の国民のニーズに合致し、国民生活の利便性を向上させる新しいサービスの創出を促すため、関連した規制の見直しを行う。

⑤ エネルギー・環境分野における規制改革

エネルギーの利用や有害廃棄物の処理について、事業者にとってできるだけ負担が軽減されるよう、業務効率化や処理促進に資する関連規制の見直しを行う。

⑥ その他民間事業者等の要望に応える規制改革

民間事業者等から要望を受けている規制改革事項について、必要な規制の見直しを広く行い、イノベーションの喚起、事業者の業務効率化等により、安定した経済成長を目指す。

(2) 個別措置事項

① 起業・新規ビジネスの創出・拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	動産及び債権を担保にした資金調達のための仕組みの改善①(動産・債権譲渡登記制度の運用の改善)	動産・債権譲渡登記において、ABLの健全な発展を図る観点から、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の意見や要望を聴取し、商号、保管場所等に変更等が生じた場合(譲渡対象の同一性を害さない場合に限る。)に係る運用上の課題について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
2	動産及び債権を担保にした資金調達のための仕組みの改善②(動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し)	動産・債権を特定するために必要な記載事項や方法について、利用者の要望を聴取し、不当な包括担保の抑制や第三者の判断リスクへの配慮をしつつ、より柔軟な登記を可能とする観点から、倉庫内にある一切の在庫や取引に係る一切の債権などの記載方法等について検討し、必要な措置を行う。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
3	動産及び債権を担保にした資金調達のための仕組みの改善③(オンラインを用いた申請の利便性の向上)	動産・債権譲渡登記の申請方式について、オンラインを用いつつ電子証明書を要しない方式を検討し、必要な措置を行う。	措置済み	法務省
4	動産及び債権を担保にした資金調達のための仕組みの改善④(動産譲渡担保権の実行の方策)	動産譲渡担保の実効性を確保する観点から、動産譲渡担保融資を利用する金融機関等の意見を聴取するとともに、執行実務の実情も踏まえ、担保価値の毀損が懸念される動産譲渡担保に配慮した迅速な執行を確保するための方策について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
5	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(事業者における適切な体制整備)	特定研究成果活用支援事業者について、常勤・中立性・独立性を確保し、適正なガバナンスが実行できる体制を整備できるよう、当該事業者の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、当該体制が整備されていることを条件とする。 また、本事業は、国立大学法人等が出資を行うことによって特定研究成果活用支援事業を支援する点を踏まえ、事業全体として資金回収の蓋然性が高くなるよう、特定研究成果活用支援事業計画の中で事業の内容及び使途を明確化させる。事業の内容及び使途が合理的でない計画については認定しないこととする。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省 経済産業省
6	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(業務執行法人等の統制)	国立大学法人から認定特定研究成果活用支援事業者への出資認可に際して、その認可基準(文部科学大臣決定)において、大学による議決権の行使に当たっては、外部の有識者の意見を聴いた上で行うなど、事業者による意思決定に係る独立性・中立性に十分に配慮することとする。また、当該大学における事業者の選定に当たっては、事業者がベンチャー企業等への投資を実施するに当たっての高い専門能力を有することについて厳正に審査することとする。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省
7	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(業務執行法人等の選定)	国立大学法人による特定研究成果活用支援事業者の選定等について、そのプロセスの事後的な検証が可能となるよう、各大学において記録保持を行うこととする。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省
8	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(成果の評価)	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき、監督官庁として、産業競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省 経済産業省

9	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(制度の在り方)	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証(投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。)の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置をとる。	平成26年度以降継続的に検討、必要に応じて措置	文部科学省 経済産業省
10	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	ベンチャービジネスを育成する観点から設けられている制度の趣旨を踏まえ、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を拡大することについて、ベンチャービジネスの実態や保険会社のリスク管理の観点を踏まえつつ検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
11	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和(許可制度の緩和)	高圧ガス使用量が100m ³ /日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあつては、新設・変更時に必要となる手続の簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成26年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
12	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和(提出用図面の書式緩和)	高圧ガス保安法に係る手続の際に提出が必要となるフローシート又は配管図について、以下を周知する。 ① 原則的にはP&ID図(※)で良いこと ② ①以外のアイソメ図(※)等の提出を求めるときは、許可に当たっての審査に特別に必要な場合等、必要最小限とすること ※P&ID図：配管計装線図(2次元図)、アイソメ図：等角投影図(3次元図)	平成26年度措置	経済産業省
13	高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用	新たな補修技術について、適用条件等の調査結果を踏まえ、安全性等を確認した上で検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省
14	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用サービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。	平成26年度上期結論	文化庁
15	外部委託先の監督についての明確化	クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督の在り方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	金融庁
16	中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化(衛生証明書発行機関の変更)	中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。	措置済み	厚生労働省
17	食品加工・輸出手続の円滑化(食品衛生管理者の資格取得の円滑化)	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国3か所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。	平成27年度措置	厚生労働省

18	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。	措置済み	農林水産省 法務省 厚生労働省
19	梅酒の表示の適正化	業界団体における、人工酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。	業界団体による自主基準の策定まで随時措置	財務省
20	多様化する農業法人での雇用労働への対応	農林水産省・厚生労働省の連名で、6次産業化に取り組む農業法人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。	措置済み	厚生労働省
21	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機製造業の実態に合わせ見直しを行う。	措置済み	経済産業省
22	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和①(定款記載事項の変更)	商工会議所の定款記載事項の変更において、認可制から届出制に緩和することについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省
23	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和②(役員及び議員定数の基準)	商工会議所の役員及び議員定数の基準について、地域の実情に応じ見直しを行うことについて、商工会議所の会員数の規模等を踏まえた上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省
24	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	現行制度において、銀行持株会社の特例子会社対象会社の業務として、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買業務が認められていることを踏まえ、特例子会社対象会社の業務として商品の売買の代理、媒介又は取次ぎを行うことについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
25	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	保険業法施行規則第51条に規定される付随業務として、既に認められている金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行(同条第6号)に加え、投信販社契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能か等について、同法第100条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
26	NGNアンバンドル(音声の優先制御の開放)	ICT利活用による経済成長や国際競争力を向上させる観点から、NTT東西のNGNを利用した品質保証型のIP電話サービス実現に向けた事業者間協議を促進する。	平成26年措置	総務省

②ITによる経営効率化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
27	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し	国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、結論を得る。	平成26年度以降 早期検討・結論	財務省
28	公的機関からの電子的手段による通知の促進①	eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。	平成27年9月までに措置	総務省
29	公的機関からの電子的手段による通知の促進②	各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行う。	マイ・ポータルの 検討状況にあわ せ検討・結論	総務省
30	公的機関からの電子的手段による通知の促進③	「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一的なフォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	平成27年9月までに措置	総務省
31	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	事業者等からの 具体的な提案が 行われ次第、速や かに検討・結論	警察庁 総務省
32	教育情報化の推進に関する制度見直し等	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	平成26年度検討 開始、平成28年度 結論	文部科学省
33	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	平成26年度検討	国土交通省
34	建築確認申請の電子化	BIM(Building Information Modeling)やCAD等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について通知する。	措置済み	国土交通省
35	地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化	企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改修において措置する。	平成27年度措置	総務省

36	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和	事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得る。	措置済み	金融庁
37	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会のオンライン化)	取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。	平成26年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る(結論に応じ、その後3年以内を目途に必要な措置)	財務省
38	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省
39	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置	警察庁
40	金融機関に対する取引照会の一元化(生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化)	利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関に対するヒアリングを行った上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第順次措置	厚生労働省
41	法人の電子申告フォームの簡素化	法人税に関わる財務諸表等の申告について、XBRL形式へ簡易にデータ変換するツールの提供等、容易に財務諸表データの作成・提出が行えるよう、対応を検討し結論を得る。	平成26年度検討・結論	財務省

③産業の新陳代謝

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
42	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等①	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③アに記載されているとおり、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることあれば、競争促進効果を生じることもある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。 A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることあれば、競争促進効果を生じることあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方 B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）は、独占禁止法に違反しないこと C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度（いわゆる「選択的流通」）についての具体的な適法・違法性判断基準	平成26年度措置	公正取引委員会
43	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等②	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③アb.及びc.の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。	平成26年度措置	公正取引委員会
44	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等③	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③Ad.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。	平成26年度検討開始	公正取引委員会
45	一般集中規制の見直し（フォローアップ状況の公開）	平成21年度に実施したフォローアップの評価・検討結果、及び平成21年度以降に実施したフォローアップ状況を公表する。	平成26年度上期措置	公正取引委員会
46	一般集中規制の見直し（一般集中規制の在り方）	上記フォローアップ状況をもとに、独占禁止法第9条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。	平成26年度措置	公正取引委員会
47	一般集中規制の見直し（事業報告制度の簡素化）	一般集中規制にて求められている事業報告書の報告義務について、事業者の要望を踏まえつつ、事業報告書に記載する子会社名・実質子会社名の範囲を限定するなど、簡素化のための手法を検討し措置する。	平成26年度検討・結論・措置	公正取引委員会

48	保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化	保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁
49	アプリ(前払式バーチャルコイン付き)廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用	電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告を、電磁的方法により行いうるものとするについて検討を行い、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置	金融庁

④国民の選択肢拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
50	ダンスに係る風営法規制の見直し(営業時間に関する規制等の見直し)	飲食を伴いダンスをさせる営業(風営法第2条第1項第3号に掲げる営業)について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	警察庁
51	ダンスに係る風営法規制の見直し(飲食無し営業の規制対象除外)	飲食を伴わないダンスをさせる営業(風営法第2条第1項第4号に掲げる営業)について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	警察庁
52	ダンスに係る風営法規制の見直し(規定の整備)	風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。	平成26年度検討・結論	警察庁
53	食料品アクセス環境の改善	買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売に係る許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。	平成26年措置	厚生労働省
54	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	金融資産のほか不動産を含めた資産運用アドバイスに対する顧客からのニーズ等を踏まえ、不動産投資助言を銀行の子会社業務範囲とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
55	微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入①(抜油後の容器等の処理促進のための仕組み)	微量PCB汚染廃電気機器等の処理のうち「抜油後の容器等」について、当該機器を保有する事業者等を含む官民連携の下、PCBの残存量や濃度(リスク)に応じた、社会的受容性やPCB処理全体との整合性のある、より合理的な処理対象基準や処理の仕組みの実現に向けて、「抜油後の容器等」に係る環境リスク、使用する処理技術、適切な管理方法等に関する検討を開始する。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	環境省
56	微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入②(使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み)	使用中の微量PCB含有電気機器(以下、「使用中機器」という。)について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用してPCBを無害化する場合の、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。	平成26年度措置	環境省 経済産業省
57	多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	河川法第17条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者(電気事業者等)が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省

58	食品リサイクル法の見直し	現在、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われている食品リサイクル法の施行状況の点検の中で、地方自治体の役割に係る議論を踏まえ、例えば地域における食品廃棄物の発生状況等を国がきめ細かく把握し、地方自治体と共有する等して、国、地方自治体等が連携して一層食品リサイクルを推進するよう、検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	農林水産省 環境省
----	--------------	--	-------------	--------------

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
59	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化)	金融機関等に対してヒアリングを行い、国税に係る調査等に関する照会文書の照会事項については、用語を統一する。書式の統一についても、取引照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整し、実施する。	平成26年度措置	財務省
60	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善)	金融機関等に対してヒアリングを行い、取引照会に係る回答文書の提出枚数が多い場合には、以下の対応等を実施することにより、郵送における不備を改善する。 ①返信用封筒として、適切なサイズの封筒を同封する。 ②着払いによる特殊取扱の郵便に対応する。	平成26年度措置	財務省
61	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出)	国税に係る調査等に関する取引照会の回答においては、電磁的記録による回答も認められることを各国税局・税務署に周知徹底し、光ディスク(CD-R、DVD)等の電子媒体での提出を受け付ける。	平成26年度措置	財務省
62	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)	地方税に関する取引照会については、国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)	平成27年度措置	総務省
63	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁
64	金融機関に対する取引照会の一元化(生活保護の決定・実施に関わる照会文書の用語・書式の統一化)	生活保護の決定・実施に関わる取引照会について、金融機関及び地方自治体に対してヒアリングを行った上、(i)以下の統一化について検討し、必要な措置を講じ、周知する。(ii)また、周知後には定期的にフォローアップを行う。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)	(i)については平成26年に結論を得、平成27年以降順次措置、(ii)については継続的に実施	厚生労働省

65	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずる。	措置済み	金融庁
66	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
67	保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
68	外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日が休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前回から1年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の可否について、検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
69	臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和	銀行の臨時休業等における業務の再開に係る掲示の在り方について、規制の趣旨を踏まえ、休業期間に応じた店頭掲示期間の見直し等の検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
70	連結決算状況表等の提出期限の緩和	銀行の連結決算状況表等の提出期限について、監督指針に基づく報告等の見直しの枠組みの中で検討し結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
71	公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し	公開買付規制において、潜脱的な取引を防止する観点から、引渡請求権を有する株券等については株券等所有割合に算入することとされている規制の趣旨を踏まえつつ、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外することについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
72	「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略	「公開買付けによる買付け等の通知書」において公開買付者の押印を求めていることの趣旨を踏まえつつ、当該「通知書」の様式から押印を省略することについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁

73	条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和	条件決定時における訂正目論見書の交付に代えて、発行体等のウェブページを用いて投資者に発行条件を閲覧させる方法(電話等による閲覧確認を義務付け)について、発行体等の負担軽減と投資者保護のバランスに留意しつつ、一定の場合には電話等による閲覧確認を不要とすることができないか検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁
74	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定	農林水産省にてCLT(※)のJAS規格を制定する。 国土交通省にてCLTを用いた建築物の一般的な設計法を平成27年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても強度データの収集等に協力する。 (※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル	JAS規格については措置済み 一般的な設計法については、平成27年度までに検討、結論を得次第措置	国土交通省 農林水産省
75	超高層建築物の大臣認定期間の短縮	超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な申請に資するよう、チェックリストの作成等の対策を講じる。	平成26年度上期措置	国土交通省
76	非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用	機械室を有しない非常用エレベーターに必要とされる具体的な措置について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	国土交通省
77	機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し	機械室を有しないエレベーターの駆動装置及び制御器の設置場所に換気上有効な開口部等を設けない場合に必要とされる措置について、設置場所の温度が摂氏7度上昇しないことによらず、昇降路内の温度の上昇により部品の劣化進行防止や故障発生防止の面から安全性が確かめられた場合について適用できるよう計算又その他の措置による方法を検討し結論を得る。	平成26年度検討・結論	国土交通省
78	既存建築物に係る確認申請及び完了検査の取得手続に係る法整備	既存建築ストックの有効活用や不動産取引の円滑化の観点から、民間機関による検査済証のない建築物の調査について統一的な調査方法を示したガイドラインを策定し、周知する。	平成26年度上期措置	国土交通省
79	建設業許可手続における書類提出の緩和	建設業許可申請書類における役員の提出書類について、必要性及び申請者の負担を考慮しつつ、簡素化を検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論	国土交通省
80	地方公共団体における住宅附置義務の見直し	地方自治体が指導要綱等で定める住宅附置義務や負担金について、住宅や人口の回復状況などを踏まえ、既に役割を終えたものについては、廃止を含め見直しを行うよう要請する。	平成26年度措置	総務省 国土交通省
81	主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和	継続雇用制度の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されているものとみなすことを監理技術者制度運用マニュアルにおいて明確化する。	平成26年措置	国土交通省
82	高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任	高圧ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度における代理者専任について、検査及び検査体制等、保安管理の実態等について事業者ヒアリング等を行った上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	経済産業省

83	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和①	車検や点検、修理等により車両を使用できない期間における代車としてのレンタカー使用について、事業者ニーズ等を踏まえて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	国土交通省
84	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和②	通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている「百貨店配送貨物等に係る自家用自動車の有償運送の許可」について、「百貨店配送貨物等」に限らず、全ての輸送について対象とする。	措置済み	国土交通省
85	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③	引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。 ・引越シーズン 3月1日から4月30日まで	平成26年度検討・結論・措置	国土交通省
86	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④	通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている夏期及び秋期繁忙期に、「各地方運輸局の実情に応じ、一か月から二か月程度の期間を適宜設定する」との規定について、撤廃するよう必要な措置を行う。	措置済み	国土交通省
87	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤	引越シーズンにおけるレンタカー使用の申請方法について、申請書類の合理化を図る等、申請時の負担を軽減するために必要な措置を行う。	平成26年度措置	国土交通省
88	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の繰下げについて、他実施事業所に繰下利率等の負担がかかる懸念等を踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成26年検討・結論	厚生労働省
89	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	確定給付企業年金（一時金）の上限額の計算に係る予定利率の取扱いについて、利率の変動への対応の要否を含め検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
90	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換	確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、当該額の企業年金連合会への移換を認めることについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
91	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	確定給付企業年金について、脱退一時金相当額を移換することを可能とすべく検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
92	確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の変更届出について、運営管理機関の状況を把握する必要性を踏まえつつ、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど届出事項の簡素化を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省

93	確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化	確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続について、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継である場合は発生の都度の認可申請は不要とするなど、手続の簡素化について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
94	確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和	確定拠出年金制度における商品の除外手続において、全員の同意から労働組合等との合意に代えることについて、加入者等の受給権保護の観点から踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
95	確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	確定拠出年金の変更等の手続において、企業型年金を実施する事業主の事務費に係る事項等を軽微な事項とする等、申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。	平成26年度措置	厚生労働省
96	厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進	確定給付企業年金、確定拠出年金における規約の変更に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等を行う。	措置済み	厚生労働省
97	確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化	確定給付年金の変更等の手続において、確定給付企業年金の給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項(ただし、労働協約等の変更により確定給付企業年金法第27条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に関し、給付の減額に係る部分を除く。)等を軽微な事項とする等申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。	平成26年度措置	厚生労働省
98	フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化	事業者の負担を軽減する観点から、各総合通信局等において、フェムトセル基地局開設等届出を随時受けることについて周知・徹底する。	措置済み	総務省
99	航空機登録記号の変更	航空機登録制度における航空機登録記号の変更について、登録記号を使用する安全管理に係る諸業務への支障、財産的権利の保全の観点からの支障等を見極めた上で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	国土交通省
100	外国人技能実習制度の見直し	法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年6月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。	措置済み	法務省 厚生労働省

4 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するため、農地中間管理機構の創設を、国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合の在り方等に関して、これら3点の見直しをセットで断行する。

① 農地中間管理機構の創設

農地中間管理機構は、農地を集積・集約し大規模な生産性の高い農業の実現、新規参入等の促進に取り組む。

② 農業委員会等の見直し

農業委員会は、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に重点を置き、これらの業務を積極的に展開する。

また、農地利用最適化推進委員（仮称）を新設するなど農業委員会の実務的機能を強化する。

③ 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

④ 農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

今後5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

政府は、以下の改革が進められる法整備を行う。

(2)個別措置事項

①農地中間管理機構の創設

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	農地中間管理機構の創設	農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。 ・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化 ・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制 ・ 既存の制度の整理・合理化 ・ 事業目的に資する農地の借受け ・ 貸主に対する財政的措置の在り方 ・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化 ・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置 ・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止	措置済み	農林水産省

②農業委員会等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	選挙・選任方法の見直し	農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。 また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。 さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。 なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引き上げを検討するものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
3	農業委員会の事務局の強化	農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省
4	農地利用最適化推進委員の新設	農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。 なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの中で支給することを検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
5	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の推進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
6	情報公開等	農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。 また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確실히行い、農地ごとにその利用状況を公表する。 農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省

7	遊休農地対策	農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省
8	違反転用への対応	優良農地の確保の業務を強化することとし、違反転用事案について、権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求めることができる仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省
9	行政庁への建議等の業務の見直し	農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
10	転用制度の見直し	植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省
11	転用利益の地域の農業への還元	農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。	平成26年度検討開始	農林水産省

③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
12	役員要件・構成員要件の見直し	現行の農業生産法人制度に係る改善を図るため、以下を内容とする農地法の改正案を次期通常国会に提出する。 a役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。 ※ リースの場合における役員の要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行うものとする。 b構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
13	事業拡大への対応等	更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 （所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省

④農業協同組合の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
14	中央会制度から新たな制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省

15	全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
16	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用の推進を図る。 あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。 全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用を図る。 また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。 さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。 ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁
17	理事会の見直し	農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。 併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。	平成26年度検討・結論	農林水産省
18	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	農林水産省 金融庁

19	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度検討 開始	農林水産省
20	他団体とのイコール フットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手料を支払って行うものとする。	平成26年度検 討・結論	農林水産省

5 貿易・投資等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

世界の市場は新興国を中心に急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げている。こうした中、積極的に世界市場に展開を図っていくとともに、対内直接投資の拡大等を通じて世界のヒト・モノ・カネを日本国内に惹きつけ、世界の経済成長を取り込んでいくことは、我が国の経済成長を実現する上で必要不可欠である。

こうした国益に資する観点から、輸出入や対内外直接投資を促進するため、①対日投資促進、②空港規制の緩和、③外国法事務弁護士制度の見直し、④相互認証の推進、⑤輸出入の円滑化・通関手続の合理化、⑥入管政策の改定、⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し、⑧貿易に係る物流の効率化に重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 対日投資促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し①（外国会社の登記に関する規制の見直し）	日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社（支店）の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
2	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し②（内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃）	代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、「内国株式会社の代表取締役の住所について」（昭和59年9月26日民四第4974民事局第四課長回答）を廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論	法務省
3	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し③（在留資格取得要件の緩和）	新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出が無くとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	法務省
4	在留資格認定証明書の申請手続の柔軟化	在留資格認定証明書制度における代理人について、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認を担保しうるような形で、その範囲を適切に拡大することを検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
5	外国人労働者の配偶者に係る資格外活動許可の周知	「家族滞在」の在留資格で滞在している外国人配偶者であっても、地方入国管理局による資格外活動許可（包括許可）を受ければ、週28時間までは風俗営業等の従事を除き就労できること、及び個別許可を取ればこれを超える就労も可能であることを、国内外に周知する。	平成26年措置	法務省
6	社会保障協定の締結に向けた取組の推進	日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	平成26年度以降継続実施	外務省 厚生労働省

②空港規制の緩和

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
7	東京国際空港の発着枠の拡大	平成26年3月末からの2014年夏期スケジュールにおいて、昼間時間帯の1時間当たりの発着回数の上限值を出発・到着それぞれ40回に増加させ、同時に、需要に大きな偏りのある国際線が増加することから、発着回数の柔軟化(スライディングスケールの導入)を行う。	措置済み	国土交通省
8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省

③外国法事務弁護士制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
9	外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置	増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会(仮称)を設置する。	平成26年度措置	法務省
10	外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化	外国法事務弁護士登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。	平成26年検討開始	法務省
11	外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化	外国法事務弁護士の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。	平成26年検討開始	法務省
12	外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備	外国法事務弁護士が法律事務を提供することができる法人組織(外国法事務弁護士法人)の設立を可能とするよう所要の措置を講ずる。	平成26年上期措置	法務省

④相互認証の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
13	医療機器審査基準の国際整合化①(QMS省令のISO13485への対応)	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正(新QMS省令)に際し、ISO13485に対応した内容とし、差分を明確にした構成とする。	平成26年措置	厚生労働省
14	医療機器審査基準の国際整合化②(QMS省令とISO13485との関係性の明確化)	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正(新QMS省令)に際し、新QMS省令第2章がISO13485に相当するものであることを明示する文書を和文及び英文で作成し、周知する。	平成26年度措置	厚生労働省
15	医療機器審査基準の国際整合化③(国際的調和の推進)	医療機器の輸出入を促進するため、引き続き、欧米を含む多国間協議の場であるIMDRF(国際医療機器規制当局フォーラム)等を通じて協議を行い、国際的な調和の更なる推進に取り組む。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	厚生労働省
16	医療機器審査基準の国際整合化④(輸入事業者の負担軽減)	海外諸国においてISO13485の認証を取得している事業者に対する調査については、調査権者の判断により、事業者がISO取得の際に用いた資料等を参考にできるようにする方策について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	厚生労働省
17	電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合	平成27年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等の検証を踏まえ、型式確認の導入等の手続の簡素化を検討し、結論を得る。 その際、欧米等における基準の検討の動きと整合性を図るよう努める。	平成26年度検討・結論・措置	総務省
18	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化①(国際慣行との整合化)	引き続き、VICH(動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議)のメンバー国として全VICHガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたガイドラインを国内の関係法令に反映させていく。	平成26年度以降継続実施	農林水産省 厚生労働省

19	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化②(関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化)	動物用医薬品の承認審査について、3府省(内閣府、厚生労働省、農林水産省)の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。	平成26年度継続検討、結論を得次第順次措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省
20	自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し	「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。	平成26年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	経済産業省 国土交通省 環境省
21	米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進	米国等との間で、既に締結済みの航空機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)において、相互承認の協議を推進する。また、欧州との間で、相互承認の新規締結に向けた協議を推進する。	平成26年度以降継続実施	国土交通省
22	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速①(J規格の最新のIEC規格への整合化)	情報通信機器のJ規格のうち、ACアダプタに関するJ60950-1(H22)を含め、最新の国際標準であるIEC規格との整合が図られていないものについて、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループでの議論、パブリックコメント等を踏まえ、IEC規格に整合させる。	措置済み	経済産業省
23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年以降継続実施	経済産業省
24	輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し	輸入食品監視指導計画に基づく、輸入食品等の自主検査の実施頻度については、過去の実績等を参考に違反事例が認められず、製造施設の衛生管理状況が保たれている等の食品は自主検査の頻度を緩和し、また、違反が認められる等の食品については指導強化を行うなど、リスクベースでの適切な自主検査の頻度について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省

25	18GHz帯送信空中線の開口径の規制見直し	18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件のうち、送信空中線の開口径の規制見直しについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	総務省
26	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大①(防爆構造電気機械器具)	外国に立地する機関が、防爆構造電気機械器具等の型式についての検定を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、所要の措置を講ずる。	労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行までに措置	厚生労働省
27	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大②(第一種圧力容器)	外国に立地する機関が、第一種圧力容器等の検査を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、所要の措置を講ずる。	労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行までに措置	厚生労働省
28	動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大	組換ワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。	平成26年度継続検討、平成27年度を目処に結論、結論を得次第措置	農林水産省
29	食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し	食用動物に用いられるワクチンについて、欧米における使用制限期間の設定の考え方も参考に、使用制限期間の設定を見直す。	平成26年度検討・結論・措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省
30	家庭用品品質表示の国際整合化①(指定品目の見直し)	政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	消費者庁

31	家庭用品品質表示の国際整合化②(表示内容の見直し)	各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。	平成26年度検討開始、平成26年度以降平成28年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	消費者庁
32	家庭用品品質表示の国際整合化③(表示・試験方法の見直し、海外への情報発信)	消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。	平成26年度検討開始、平成26年度以降結論を得次第順次措置	消費者庁
33	家庭用品品質表示の実効性確保	立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。	平成26年度措置(平成27年度以降継続実施)	消費者庁

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
34	新KS/RA制度に係る事業者負担の軽減	本制度は米国の要求により導入されたものであり、制度の見直しに当たっては米国保安当局との調整が必要となるが、荷主及び物流事業者の負担軽減を図るべく、適宜、主要な荷主や物流事業者等との意見交換を実施しながら、セキュリティの確保に十分配慮をした上で、効率的な検査制度を構築することについて検討する。	平成26年度検討開始	国土交通省
35	輸出申告内容の船積後修正の簡素化	輸出者が船積後に数量等の申告内容をNACCSで修正を行うことを可能とするよう措置を行う。	措置済み	財務省
36	化粧品輸入時の手続の簡素化①(「輸入変更届」の添付資料の廃止)	医薬品等輸出手続オンラインシステムの導入に合わせ、「化粧品製造販売業(製造業)許可」の5年ごとの更新に際して必要とされる「輸入変更届」の届出を行う際、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とする。	平成26年措置	厚生労働省

37	化粧品輸入時の手続の簡素化②(「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化)	化粧品輸入に係る製造販売用化粧品輸入届書の届出時における書類(製造販売業(製造業)許可証、化粧品製造販売届書、化粧品外国製造販売業者(製造業者)届書)の添付について、その写しの一部の添付を不要とするなど、事業者の負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論・措置	厚生労働省
38	化粧品輸入時の手続の簡素化③(輸入事業者の事務処理負担の軽減)	化粧品輸入事業者の事務処理負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論・措置	厚生労働省
39	輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化	特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質(故障を含む)、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」の範囲の明確化を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	経済産業省
40	盗難車部品の不正輸出防止	例えば自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストの利用の可能性も含め、盗難自動車の部品の不正輸出を監視する体制を全国で整備することについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	警察庁 財務省 経済産業省 環境省
41	輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進	通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況、諸外国や民間の貿易取引の電子化の状況及び電子技術の進展や国際物流の動向を踏まえて、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切であるかを検討し、可能なものから順次実施する。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	財務省
42	EPAにおける自己証明制度の導入拡大	新規EPA交渉、既存EPAの再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、自己証明制度の更なる拡大に取り組む。	平成26年度以降継続実施	経済産業省

43	他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進	「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	環境省
44	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省

⑥入管政策の改定

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
45	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	今後の更なるビザ発給要件緩和について、各国との二国間関係、外交的意義、治安等への影響等を総合的に勘案し、観光立国の実現に向けた検討を加速する。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省
46	寄港地上陸許可手続の運用改善	寄港地上陸許可の審査において、「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とするものではない旨を、各入国管理局に対し改めて周知する。	平成26年度措置	法務省
47	トランジット・ビザ発給方法の見直し	トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省
48	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し①(手続の円滑化)	出入国管理及び難民認定法改正により措置される入国審査手続の円滑化について、その具体的な基準・運用等を定めるに当たり、外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人旅行者の増加、クルーズ船寄港誘致競争の優位化を実現する観点からも検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
49	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し②(海外臨船審査の導入・拡大)	クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。	平成26年度以降も引続き検討、結論を得たものから順次措置	法務省
50	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し③(クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国)	クルーズ船の運航会社が発行するクルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国その他のクルーズ船乗客の負担軽減のための入国等手続の簡素化について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省

51	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し④(個人識別情報取得の更なる簡素化)	クルーズ船の外国人乗客に対する入国審査において、指紋採取を省略することの是非について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
52	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現	出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「高度専門職第2号」について、その基準を定めるに当たり、有能な外国人材が我が国でより長期にわたり活躍できるようにする観点からも検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
53	「総合職」に適した在留資格の創設	出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、その基準を定めるに当たり、企業における人材活用の在り方の多様化も踏まえて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
54	カテゴリー1又は2の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化	カテゴリー1又は2に該当する企業において就労する外国人の被扶養者について、単独で申請した場合であっても、扶養者がカテゴリー1又は2に該当する企業において就労している者であることが証明され、かつ扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない場合には、当該外国人と同時申請された時と同様に迅速処理をする方向で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
55	日本人女性の就労を促す家事支援策の検討(外国人家事支援人材の活用)	女性の活躍推進等の観点から、外国人家事支援人材については、国家戦略特区の枠組みの中で、十分な管理体制の下で活用する仕組みの検討を進める。	平成26年度検討開始	内閣府 法務省 厚生労働省 経済産業省

⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
56	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	イスラム金融関連取引について、銀行本体による提供が容認される形式、遵守すべき事項等を検討し、指針等により公表する。	平成26年度検討・結論・措置	金融庁

57	スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加	スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加について、諸外国における貿易保険制度の状況を踏まえつつ、関係業界、独立行政法人日本貿易保険及び経済産業省で3者協議の場を設ける。	平成26年度措置	経済産業省
58	海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和(対内直接投資からの除外)	海外での募集・売出しに係る証券会社による引受(議決権行使をしないものに限る。)に伴う株式の取得について、外国為替及び外国貿易法第27条に基づく対内直接投資等に係る事前届出の対象から除外する。	平成26年度上期措置	財務省
59	保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大	保険会社が外国の銀行、有価証券関連業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、当該銀行等が保有する他業子会社についても一定期間保有を認めるよう、所要の措置を講ずる。	平成26年度措置	金融庁

⑧貿易に係る物流の効率化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
60	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一	国際海上コンテナを積載する車両と国内コンテナを積載する車両の特殊車両通行許可の基準については、他のバン型等のセミトレーラ連結車も含めて基準の統一を行う。 なお、道路を傷める重量を違法に超過した大型車両への取締りを強化するなどの取組も実施する。	平成26年度措置	国土交通省

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築する。

1 具体的なシステムの考え方

（１）見直し基準

①見直し対象

見直し対象については、規制（注１）のうち、法律、法規命令（注２）、通知・通達等（注３）の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。）とする。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「平成 18 年決定」という。）に基づき規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとする。

（注１）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注２）「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

（注３）「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

②見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとする。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化

- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注4）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。規制所管府省は、平成18年決定に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定する。

（注4）「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

（2）見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過程の透明化を図るとともに、②定期又は随時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理する。

（3）規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とする。

- ・作成責任者の役職及び氏名
- ・規制目的及び規制内容の概要
- ・規制と関連する予算
- ・規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- ・規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・次の見直し時期

- ・規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成する。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載する。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成する。

（４）「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加する。

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

（１）規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組む。

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に１回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
- ④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、
 - ・③のヒアリング、「意見」等の表明、
 - ・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
 - ・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直し
 などを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

（２）規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。

(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携する。この連携の下で、次の①から③に取り組む。

①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項(注)を総務大臣へ通知

②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知

③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

(注)重要な規制改革事項については、規制改革会議における最優先審議事項を踏まえ、規制改革担当大臣が決定する

(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価

規制改革担当大臣は、規制所管府省による規制改革を促進するため、規制所管府省の主体的な取組を積極的に評価するとともに、これを各府省に共有する等の方策について検討する。

規制シート(イメージ) (別紙)

(シートID)			
規制の名称		所管府省	
根拠法令等		担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予算	
規制の最近の改廃経緯		関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由		規制の維持、改革又は新設の別の別	
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ) (別添)

(通知・通達等のID) (規制シートのID)

通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)	
通知・通達等へ の委任の根拠と なる法令の条項	
通知・通達等が 法令の委任の範 囲に入る理由	